# 出席議員(17名)

| 1番  | 平間  | 幸弘  | 君 | 2番  | 桜 | 場 | 政 行 | 君 |
|-----|-----|-----|---|-----|---|---|-----|---|
| 3番  | 吉田  | 和 夫 | 君 | 4番  | 秋 | 本 | 好 則 | 君 |
| 5番  | 斎 藤 | 義 勝 | 君 | 6番  | 平 | 間 | 奈緒美 | 君 |
| 7番  | 佐々木 | 裕 子 | 君 | 9番  | 安 | 部 | 俊 三 | 君 |
| 10番 | 佐々木 | 守   | 君 | 11番 | 広 | 沢 | 真   | 君 |
| 12番 | 有賀  | 光 子 | 君 | 13番 | 水 | 戸 | 義 裕 | 君 |
| 14番 | 舟 山 | 彰   | 君 | 15番 | 白 | 内 | 恵美子 | 君 |
| 16番 | 我 妻 | 弘 国 | 君 | 17番 | 髙 | 橋 | たい子 | 君 |

# 欠席議員(なし)

18番 加藤克明 君

# 説明のため出席した者

# 町 長 部 局

| 町                    | 長  | 滝 | П |   | 茂 | 君 |
|----------------------|----|---|---|---|---|---|
| 副町                   | 長  | 水 | 戸 | 敏 | 見 | 君 |
| 会 計 管 理 者<br>会 計 課   | 兼長 | 相 | 原 | 健 | _ | 君 |
| 総 務 課 長<br>選挙管理委員会書記 |    | 武 | 山 | 昭 | 彦 | 君 |
| まちづくり政策課             | 長  | 平 | 間 | 忠 | _ | 君 |
| 財 政 課                | 長  | 宮 | 城 | 利 | 郎 | 君 |
| 税 務 課                | 長  | 関 | 場 | 孝 | 夫 | 君 |
| 町民環境課                | 長  | 鎌 | 田 | 和 | 夫 | 君 |
| 健康推進課                | 長  | 佐 | 藤 | 浩 | 美 | 君 |
| 福祉課                  | 長  | 鈴 | 木 |   | 仁 | 君 |
| 子ども家庭課               | 長  | 平 | 間 | 清 | 志 | 君 |

| 農  | 政   | 課 | 長   | 併  |
|----|-----|---|-----|----|
| 農業 | 美委員 | 会 | 事務局 | 引長 |
|    |     | r |     | _  |

商工観光課長

都市建設課長

上下水道課長

槻木事務所長

危機管理監

税収納対策監

技 術 管 理 監

# 教育委員会部局

教 育 長

教育総務課学務班長

生涯学習課長

スポーツ振興課長

#### その他の部局

代表監查委員

瀬戸 諭 君

斎 藤 英 泰 君

加藤 秀 典 君

君 畑 山 義 彦

君 奥 山 秀 一

小 玉 敏 君

佐 藤 芳 君

関 孝 志 君

船迫邦 則 君

加藤祥子 君

相 原 光 男 君

石 上 幸 弘 君

中 山 政 喜 君

#### 事務局職員出席者

議会事務局長

平間雅博

事 主

佐 山

# 議 事 日 程 (第2号)

平成27年12月8日(火曜日) 午前9時30分 開 議

# 第 1 会議録署名議員の指名

#### 第 2 一般質問

- (1)髙 橋 たい子 議員
- (2)安 部 俊 三 議員
- (3)佐々木 守 議員
- (4)秋 本 好 則 議員
- (5)広 沢 真 議員
- 桜 場 政 行 議員 (6)

# 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長(加藤克明君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

# 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(加藤克明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において5番斎藤義勝君、 6番平間奈緒美さんを指名いたします。

# 日程第2 一般質問

○議長(加藤克明君) 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

8番改め17番髙橋たい子さん、質問席において質問してください。

[17番 髙橋たい子君 登壇]

O17番(髙橋たい子君) おはようございます。

17番髙橋たい子です。大綱3問、質問させていただきます。

1点目、防火施設の整備状況は。

平成23年の東日本大震災の地震津波による甚大な被害を受け、復旧復興に取り組んでいるさなかであります。柴田町でも、地震などの災害に対する避難経路・避難所・常備食品など、しっかり対策が講じられていることは周知のとおりであります。

5月には消防訓練、10月には防災訓練が実施され、防火・防災の啓蒙、意識の高揚が図られております。消防団員を初め、参加者の方々の懸命さがひしひしと伝わってまいります。

今回は防火に対する意識を高める意味において、あえて伺います。

1) 現在、柴田町では消火栓451基、防火水槽132カ所が設置されていますが、町全体として

十分な数と考えておられますか。

2) 防火水槽の点検は、誰がどこをどのようにしていますか。

大綱2問目、有害鳥獣(イノシシ)対策の強化を。

イノシシについて、最近、四国で小学生が通学途中に襲われるという報道がなされました。 柴田町では、人的被害はまだないものの、車との衝突はよく耳にいたします。そのようなこと から、他人事ではないと感じます。特に槻木の五間堀川の北側においては、昼夜を問わずイノ シシの団体と遭遇することは珍しくないきょうこのごろです。

現在の対策として、電気柵の購入補助、狩猟免許試験受験者用講習会(特にわな仕掛け資格取得)費用補助等が実施されております。平成25年度から補助制度が始まりましたが、箱わなによる年次別捕獲頭数は25年度77頭、26年度71頭、27年度11月17日現在21頭の実績を見ています。

そこで伺います。

- 1)年々捕獲頭数が減少していることをどのように捉えておりますか。
- 2) わな仕掛け資格の取得者数は何人でしょうか。

大綱3問目、下水道料金賦課漏れ分の回収は。

平成26年度12月会議で、賦課漏れ分回収の進捗状況を質問いたしました。その際、時効未到来額910万1,865円のうち、23%の206万671円の回収であるとの回答がありました。現在までの回収額を伺います。

以上です。

〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) 髙橋たい子議員、大綱3点ございました。

まず1点目、防火施設の整備状況について2点です。

1点目。消防水利の基準から町の設置計画では、消火栓565基、防火水槽152基となっております。昨年度は消火栓2基、今年度も消火栓1基を新設しており、消火栓を年々ふやしていく考えでおります。また、防火水槽につきましては、地理条件を考慮し検討してまいります。

2点目。各地区の消防団が年に数回、防火水槽の水漏れ、標識の有無などの点検、止水栓・ 水抜き栓を開閉する点検を実施しております。さらに消火栓・防火水槽の調査票を各消防団か ら提出していただいております。また、消防署も毎月各地区ごとに防火水槽の水漏れや標識の 外観点検を実施しております。 大綱2点目、イノシシ関係で2点でございます。

まず1点目。狩猟期間は昨年11月15日から2月15日ですが、宮城県ではイノシシのわな猟に限り延長できる対策が講じられ、3月31日まで狩猟が可能となっております。

柴田町鳥獣被害対策実施隊が実施している有害鳥獣捕獲は、年間を通じて箱わなによる捕獲を行っております。今年度のイノシシの捕獲頭数は、平成27年11月25日現在で柴田町鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲が26頭、狩猟による捕獲が8頭で、合計34頭となっています。平成26年度の同時点では、柴田町鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲が20頭、狩猟による捕獲がゼロ、平成25年度の同時点では実施隊捕獲と狩猟の捕獲を合わせて29頭となっており、11月時点では減少しておりません。最終捕獲頭数は、平成26年度が実施隊捕獲と狩猟の捕獲を合わせて71頭、平成25年度が実施隊捕獲と狩猟の捕獲を合わせて77頭となっています。

傾向を見ますと、11月から冬場にかけて捕獲頭数がふえておりますので、今後とも柴田町鳥 獣被害対策実施隊と情報を共有しながら、捕獲できそうな場所を選定し、捕獲に努めてまいり ます。

2点目。現在町で宮城県へ登録している狩猟者数は、平成27年11月9日現在で23名となっています。内訳は、わな猟免許の登録が13名、第1種猟銃免許の登録が15名です。5名の方が重複して登録しています。

平成26年度に町の狩猟免許試験受験者用講習会受講料助成を受けて、わな猟免許を取得された方は5名となっています。今年度は新たに3名の方がわな猟免許を取得しています。

大綱3点目、下水道の賦課漏れの関係でございます。

これまで賦課漏れ使用料の納付については、賦課漏れ対象者のお宅を戸別に訪問し、納付の協力をお願いしてまいりました。平成27年11月30日現在で381万9,776円の徴収額で、時効未到来額910万1,865円に対し、約42%の徴収率となります。今後も町外転出者の所在確認と納付交渉中の対象者に対しても、引き続き誠意を持って説明を申し上げ、ご理解をいただけるよう努めてまいります。

なお、現在下水道使用料の賦課漏れ防止のため、料金システムへの入力チェック体制を強化するため、給排水工事申請書の審査・受理は水道班と下水道班の職員が同時に実施し、二重チェックの体制で行っております。

以上でございます。

- ○議長(加藤克明君) 髙橋たい子さん、再質問ありますか。どうぞ。
- O17番(髙橋たい子君) まず、防火施設の整備に関してですが、計画では消火栓は565基、防

火水槽が152基ということで、それに対しての451基。今まで3基ずつということだったんですが、震災の関係でそれも進まなかった。去年は2基でしたか。そうしますと、565基、現在451基でしたか。大分かかりますね。そのうちどこか団地とかができればまたちょっと計画が違ってくるのかなとも思いますが、3基ずつ計画していたのを1基ずつといったのも財政の関係もあるんでしょうけれども、その点を伺います。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。危機管理監。
- ○危機管理監(小玉 敏君) 震災後、3基ずつというお話で進んでおりましたところなんですけれども、やはりいろんな面で、財政的なことがあったりして、ちょっと進んでおりません。 今後は、なるべく多く設置していきたいと思っております。(「答弁が非常に、財政的に弱いとかなんとかと声が小さくなっていって、私聞こえない。きちんと答弁してください」の声あり)
- ○議長(加藤克明君) では、答弁のほう、その辺も含めて。
- ○危機管理監(小玉 敏君) もう一度申し上げます。

震災後、3基ずつということで進めていたわけでございますけれども、さまざまな財政的なこともありまして、現在2基ないし1基ずつ進んでいるところでございます。地道に進めていきたいと思っております。よろしくお願いします。

- ○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○17番(髙橋たい子君) 消火栓の関係なんですが、水道管本管の太さによって設置できるところとできないところがあるということなんですが、その基準というのは50ミリですか、500ミリですか、何かその基準があるというような話を聞いたんですが、その辺伺います。
- O議長(加藤克明君) 危機管理監。
- ○危機管理監(小玉 敏君) 本管ですと、75ミリ以上ということになっております。
- ○議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O17番(髙橋たい子君) 75ミリといいますと、全域がそういう状況でないと私も思っておりますけれども、451基の消火栓が設置してあるということなんですが、柴田小学校学区に消火栓は何基あるか確認されておられますか。伺います。
- 〇議長(加藤克明君) 危機管理監。
- ○危機管理監(小玉 敏君) 柴田小学校学区自体ではちょっと把握しておりませんので、後ほど回答いたします。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。

- O17番(髙橋たい子君) 消火栓のほうは後にしまして、私の質問したいところは防火水槽の件なんですが、毎日火事があるわけではないんですが、万が一のための防火水槽、当然だと思います。去年まで133カ所あった防火水槽、1カ所減っております。その原因は何なのでしょうか。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。危機管理監。
- ○危機管理監(小玉 敏君) 白幡地区の防火水槽が漏れておりまして、その向かいには新しい 消火栓ができておりましたので、あと周りのフェンスとかも壊れておりまして、子供たちにも 危険だということがありまして、防火水槽を廃止して、消火栓のほうで対応するということに したわけでございます。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○17番(髙橋たい子君) 消火栓と同じ質問をさせていただきますが、防火水槽、ほとんど柴田 小学校学区のほうにあるというふうに思いますけれども、132基のうち柴田小学校学区には何 カ所あるか確認されておられますか。
- 〇議長(加藤克明君) 危機管理監。
- ○危機管理監(小玉 敏君) うちのほうの分け方としまして、船岡地区、槻木地区、船迫地区、三名生地区、その他山手ということで分けておりまして、柴田小学校地区はちょっと確認をいたして、再度答えを出します。今のところ、うちのほうで山手として水槽については51 基、そして消火栓については60基ということで把握をしております。それが全部柴田小学校学区とは限りませんけれども、おおよそそういう数字で押さえております。
- O議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- **O**17番(髙橋たい子君) どこに消火栓があって、どこに防火水槽があるというのは図面におろ したものが当然あると思うんですが、確認をさせていただきたいと思います。
- O議長(加藤克明君) 危機管理監。
- ○危機管理監(小玉 敏君) 町のほうでも、防火水槽、そして消火栓の位置について地図にお ろしております。そして、消防署のほうもきちんと持っておりまして、消防署でも点検をして いただいております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- **O**17番(髙橋たい子君) 防火水槽の件なんですが、管理は聞くところによれば消防団のほうに お願いをしているということでよろしいでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 危機管理監。

- ○危機管理監(小玉 敏君) やはり自分の班で火災があったりした場合、一番知っているのは 消防団の方々ですので、そういうことで管理も確認も消防団のほうにお願いをしているところ です。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- **O**17番(髙橋たい子君) 消防団のほうで確認をということで周知をしているということなんですが、その確認をしたかの確認はされておられますか。
- 〇議長(加藤克明君) 危機管理監。
- ○危機管理監(小玉 敏君) 例年は秋季訓練が終わった後に団長が今後冬に向けてきちんと消防ポンプ、そして消火栓、あと防火水槽も確認することというのがあったんですけれども、今まではそういう言葉だけでございましたので、ことしその訓練後に各班に消火栓確認の一斉点検をお願いしまして、それをもってこちらに回答を得ております。
- O議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○17番(髙橋たい子君) そういう施設の点検とか整備まで、なかなか大変な仕事だと思うんですが、何か事が起きれば手入れなりなんなりをするんでしょうけれども、例を申し上げさせていただきたいと思います。手前みそになりますが、23区行政区に6カ所防火水槽がございます。その防火水槽も、防火のために町でつくった施設じゃないところもあるわけです。一つには、子供たちのためにプール用につくったところを防火水槽にしているという箇所もありました。平成26年に1カ所、27年になってから2カ所、地区の人たちと23区の消防団の人たちと、環境部会というのがあるんですが、その人たちと一緒に掃除をしようということで、掃除をしながら点検をしたという事例をちょっとお話しさせていただきますが、1カ所目は平成26年12月14日にやりました。給水バルブの場所の確認と点検、それから水槽内のごみの撤去及び排水、周辺の草刈り。ここについては点検の対象は3回とも同じなんですが、3カ所目までやっています。結果として、平成26年にやったのは給水バルブ弁が見つからず、探すのに苦労。結局アスファルトの下、道路舗装されている下にあったということです。アスファルトを削りながら探したと。排水弁をあけても、30センチから40センチぐらいのへドロがあり、流れなかったということです。グレーチングを外して清掃したということです。

2カ所目、ことしの6月13日、給水バルブ確認が全くできないと。ここは重機で約2時間掘り起こして探したんですが、見つからなかった。これがさっき言った、地域で子供たちのためにつくったプールを防火水槽にしたと。当然そのときつくらなかったんでしょうけれども、排水の弁がなかったということでございました。

それから、10月18日、給水バルブの場所は確認できたんですが、バルブハンドルの所在がわからなかったと。これは消防団、班単位でバルブハンドルを持っているんだそうですが、そのバルブの形状が違って、合わなかったということで、確認も何もできなかった。排水弁のほうは排水できたということなんです。よくよく役場のほうとも連絡をとりましたということなんですが、水道事業所のほうで管理をしていたということなんですね。

申し上げたいことは、給水バルブ開閉のハンドル、これも統一化してほしいのと、それから 給水弁、何年に1回使うかどうかわからないまでも、誰でもわかるような給排水ができるよう な体制にしておくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

- 〇議長(加藤克明君) 危機管理監。
- ○危機管理監(小玉 敏君) 規格が水道のほうで止水栓でとめるとか、あと給水バルブも13ミリ、20ミリ、そういうことでちょっと違いがありまして、それを今後は修繕したりするときは統一をして、わかるようにしていきたいと思っております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○17番(髙橋たい子君) 一気にやるということは望みません。しかし、とっさのときに必要なものですから、消防署が来るまでの間、初期消火のための水だと私は確認をしておりますけれども、子供たちのためにつくったプールというのは実は私の家の近くなんですが、防火水槽の隣の火事のときには多分そこの水を使ったんでしょうけれども、消火栓が近くにございません。うちの池から水を引っ張ったという経過がありました。そういうのがありまして、やはりとっさのときに、万が一のために備えておくものですから、修理のときにといってもいつ壊れるかわからないのに、やっぱりここの防火水槽はこういう状況になっているぐらいの点検はぜひともしておくべきだと思います。1カ所、道路の下に給水バルブがあったとか、そういうことでは後々、もしそこを使ったらその後どうするんでしょうかということになるだろうと思います。年2回の点検や何かをやってもらっているといいましても、あけてみたら泥が30センチも40センチも堆積しているということでは、やっているとは思えないんです。私の地区だけかどうかわかりませんけれども、恐らくほかの地区も同じでないかという、そういう疑いの気持ちも出てくるような気もいたします。その辺、ご確認をいただければというふうに思います。その辺は要望としておきます。

それからもう一つなんですが、葉坂のリンゴ団地、解散いたしました。あそこの道路側に水がたまっている水槽がございます。聞いたところ、果樹団地の人たちがリンゴに水をやるときのためにつくった水槽らしいですが、それも恐らく火事が発生すれば使わせていただくことに

なると思うんです。私の考えなんですが、それもぜひ防火水槽として活躍できるような体制に していただけないかというお願いというか、そう考えたんですがいかがでしょうか。

- 〇議長(加藤克明君) 危機管理監。
- ○危機管理監(小玉 敏君) 防火の水槽としては、消防水利の基準によりますと常時40立方メートル以上が必要だということで、葉坂のあのリンゴ団地のを見ますとそれにはちょっと足りないとは思うんですけれども、いざというときにはやはりあれを使って消火するようなことがあると思いますので、その辺確認しながら進めて、いざというときはそこも使えるということで消防団等にも周知を図っていきたいと思います。
- ○議長(加藤克明君) では、先ほどの答弁漏れの対応ができておりますので。
- ○危機管理監(小玉 敏君) 消火栓につきましては、柴田小学校区は27基でございます。水槽につきましては41基でございます。
- ○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○17番(髙橋たい子君) ぜひ葉坂の水がせっかくためてある、水も豊富なところです。私が時々孫を乗せて歩くわけなんですが、水がたまっている部分がむき出しになっているというところなんです。道路のそばということで、人が通らないと言われればそれまでなんですが、何か起きるときは人のいないところで起きるというのが、そういう心理が働くんじゃないかというふうにも思います。1カ所は道路のところだけにフェンスがあるということで、周りがないというような状況にもなっていますので、どうぞ地権者の方々とか消防団の方々とお話し合いをして、ぜひ安全面も考えた形で進めていただければというふうに思います。

次にイノシシのほうなんですが、年々イノシシも利口になってきて、箱わなに入らないんです。常時見ているわけではないんですが、真ん中に線があって、餌をまいてもらって、餌を食べてごちそうさんと帰っていくんです。特に利口なんです。学習能力がかなりあって、1回箱に入るとそのにおいが消えないと入らないみたいなことも聞きました。大分このごろ本当に田んぼの中で、何をしているんだかわかりませんけれども1匹、2匹の話でないんですね。そういうことが大分あるので、当然自治体でイノシシを何とかしてと言われてもこれも大変なこともわかります。本当に田んぼやら何やら、これも手前みそで大変申しわけありません、私の家は家族がみんな帰ってきたら全部家の周りを電線を張るというような状況で今生活をしております。動物を見るんじゃなくて人が動物に見られているというような状況で、屋敷周りを全部電柵で回している状況です。そういう状況の中で、やはりイノシシも仕方ないんだなと諦めムードで進んでいるような気がいたします。これもやはり地域ごとに話し合いをして、共同で対

策をしている人もおりますけれども、そういうようなことをやれと言うような強制では困るんですが、そういうような体制に仕向けていくような方策を何か考えていらっしゃるでしょうか。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。農政課長。
- おっしゃるとおり、イノシシも本当に利口というか、かなり学習能 〇農政課長(瀬戸 論君) 力があるということで、今の状態、箱わな、くくりわなではなかなか、1回、2回はいいんで すが、これからはやっぱり複合的にそういった対応をしていかなければいけないのかなと思っ ております。今お話にありました本田というか、山の中から従前は山間部の沢のところに被害 が集中していたということなんですが、最近、特にことしの夏場ぐらいから槻木の山間部の各 行政区長等から、本田というか中心のほ場のほうに出てきているというふうな話が出ておりま して、実はほかの近隣市町村では取り組んでいるところもあるわけなんですが、来年、国のほ うに地域的な電気柵をやっていけないかというような形で要望はしております。大体10キロメ ートル2段というような形で、とりあえずモデル地区的なものをつくってやっていきたいと思 うんですが、実は電気柵でありますと当然草刈りをしないと漏電の関係で全く電気が流れない というような状況になりますので、地域のほうで事業の実施主体として協議会等をつくってい ただいて、地域の中で話し合いをしていただいて、そういったものの管理ができるのであれば 町としてもそういったものに取り組んでいきたいと考えております。ある地区では保全隊とか そういったところで活動できるのではないかというような話も聞いておりますので、ぜひ進め ていきたいと思っております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○17番(髙橋たい子君) イノシシに関しましては、いろんな自治体でやっている事例というのが追い出し作戦みたいなのを地区ぐるみでやっているというのをよく聞くんですが、追い出してやっても隣の町に行ってもまた戻ってくるんですね。だからこれはやはり県なり国に働きかけてやっていくべきものかなというふうに私も感じていました。ぜひそういうことを考えておられるのであれば、一日も早く実施に向けてもらいたいと思います。要するにイノシシの繁殖力ってすごいんですね。1年に何頭も何頭もふえていきますので、本当に待ったなしのことだと思いますので、ぜひその辺お願いしたい。

それから、箱わなでないほうのわなの関係なんですが、5名プラス8名でしたか、13名の資格を持たれている方がいらっしゃるそうですが、実際に動かれている方は何人でしょうか。

○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。農政課長。

〇農政課長(瀬戸 論君) 猟友会の方を、まずは県のほうで有害鳥獣捕獲隊ということで任命 した10名の方を、町の有害鳥獣駆除対策協議会のほうで鳥獣被害対策実施隊ということで任命 しております。10名の方はそういった形で、今現在箱わな等の管理等をお願いしているわけな んですが、そのほかに昨年ですと3名の方が町のほうのイノシシ1万円の報奨に対応されまし て、19頭捕獲していただいております。

狩猟の免許、わなの免許は当然講習、試験を受けて取っていただくわけなんですが、その後のお話をさせていただきますと、活動に当たっては保険的なことがございますので、地元の猟友会に入っていただいて、それから捕獲をしていただくというような形になっております。

- O議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O17番(髙橋たい子君) そのわななんですが、1人で30基までかけられるというお話を聞きました。ただし、1人で30基を確認するのも、確認というか、30基を点検して歩くのも大変な数だなという話も聞きました。今課長の答弁の中で、猟友会に入っていただいてということであれば、箱わな等含めた形での点検もということにはならないんですか。伺います。
- 〇議長(加藤克明君) 農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 箱わなに関しては、あくまでも実施隊のほうで今現在は20基なんですが管理しております。くくりわなに関しては、個人でかけていただいたものに関してはやはり個人でという形になります。今現在も実施隊の方は20基、各地区にかけているわけなんですが、2人1組で2日に一遍回っていただいております。当然そのほかにも被害があったというような要請があれば、現地の確認と、あとは箱わな等の位置の最終的な確認とかそういったことをやっております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- **○**17番(髙橋たい子君) それから、捕獲頭数に対して1万円という制度を今やっていただいていますけれども、その1万円の出る期間は狩猟解禁期間のみなのでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) これも実施隊に関しましては町のほうで1年間を通じて箱わな等で 捕獲する許可を出しているんですが、一般のそういう狩猟免許を持っている方については、や はり先ほど答弁の中で申し上げましたとおり11月15日から3月31日ということで、その期間内 に捕獲したものについてのみ報奨金の1万円ということでお願いしております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O17番(髙橋たい子君) やはりこれは年間通してイノシシは活動しておりますので、狩猟する

人たちの協議会の人たちだけでなくて、全体にまで報奨制度を広げるわけにはいかないんでしょうか。

- 〇議長(加藤克明君) 農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 今現在の法律的な仕組みからすると、狩猟の許可というのがございまして、その許可がないとやはり難しいという形になります。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○17番(髙橋たい子君) ぜひイノシシに関しては一日も早い、これは絶滅するというわけには 決していかないような気もいたしますが、ぜひ効率のいいことを考えていただければというふ うに思います。当然今被害に遭っている人たちも、それなりに自分たちでできることはやって おります。ぜひいいアイデアを出していただければと思います。

それから、皆さんキョンという動物をご存じでしょうか。テレビでちょっとやっていたのを見たんですが、千葉県なんですが、鹿の小さいような顔をしているんだそうです。これは動物園とかそういうところで飼っていたのが逃げたのが野生化をしたと。これが被害もかなり拡大をしているということなんです。生息数は2011年で1万7,000頭で、激増したということで、かなりの被害を出しているということなんです。その生息数というか、5年で5倍。だから、2011年で1万7,000頭ですから、それが4年、2015年でかなりの頭数にふえているんじゃないかなというふうに思います。これは千葉県のみならずイノシシと同じでだんだんだんだんれとしてくるのではないかと私は思ったんです。こういうのもやはり、イノシシもそうだったんですが、初期対応はキョンの話はこの辺でまだ出ていないと思いますが、ぜひ頭の中に入れておいていただいて、この対策も含めて考えていただければということで要望させていただきたいと思います。

それから、下水道料金の賦課漏れの関係なんですが、これは42%まで回収が進んでいるということなので、ぜひともこの残った58%については、なかなか大変な交渉をされているんじゃないかなというふうに思います。しかし、全額回収という回答をいただいていますので、ぜひこれも全額回収できればいいんですが、それに向かって努力していただくようにお願いを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(加藤克明君) これにて8番改め17番髙橋たい子さんの一般質問を終結いたします。 次に、9番安部俊三君、質問席において質問してください。

[9番 安部俊三君 登壇]

○9番(安部俊三君) 9番安部俊三です。大綱1点について伺います。

### 小・中学校における体力づくりを積極的に推進すべき。

子供たちの体力低下が叫ばれるようになって久しくなります。文部科学省が昨年11月に発表した2014年度の全国体力テスト、正式名称は「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」の結果で、対象4部門、小学5年生の男女、中学2年生の男女とも全国1位に輝いたのが福井県であります。4冠は2010年度以来2度目で、2008年度に全員参加の現行方式でテストが始まって以来、小学5年男女は全て1位、中学2年男女も4位以下は一度もありません。

宮城県は、2014年度の結果において47都道府県別の順位で小学5年男が40位、小学5年女が33位、中学2年男が21位、中学2年女が26位となっているのが現状です。

1964年東京オリンピックを契機に始まった文部科学省の体力・運動能力調査によると、青少年の体力は1985年ごろがピークでありました。近年下げどまりと言われますが、1980年代半ばのレベルには依然として遠く及んでいません。

社会を取り巻く環境の変化が、体力低下の要因と言われています。子供が外で遊んだり、スポーツをするための時間・空間・仲間という3つの「間」が減り、体力のある子供とない子供の二極化も指摘されています。

こうした体力低下世代が大人の年代に差しかかり、今後は生活習慣病の増加、医療費の肥大 化が懸念されていることが指摘されています。医療費抑制の視点からも、運動・スポーツの重 要性が高まり、国や地方自治体などが、さまざまな体力向上策を進めてきているところであり ます。

体力低下は、体の問題にとどまりません。

順天堂大学大学院の内藤久士教授(運動生理学)は、「従来、子供たちは、外遊びやスポーツで生きる力を身につけ、対人関係を学んできた。体力がないということは、大人になる過程で身につけるべきものが足りないのではないか」と、体力が軽視されがちな風潮に警鐘を鳴らしています。

過日、福井県議会を訪問し、その取り計らいで福井県教育委員会スポーツ保健課の担当者から、子供の体力づくり、小・中学校の取り組みについて直接指導を仰ぐ機会を得ました。

以上のことを踏まえつつ、本町の小・中学校の体力づくりの一層の進展を願い、次のことについて伺います。

- 1) 本町における2014年の全国体力テストの結果はどのような状況であったのか。
- 2) 本町の各小・中学校もいろいろと工夫しながら、子供たちの体力づくりを推進していると思うが、より一層の成果を上げるために、福井県で行っているように、児童生徒体力づくり

推進計画書といったものを作成するなど、積極的に取り組むべきと思うがいかがか。 以上、伺います。

〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 登壇〕

- ○教育長(船迫邦則君) 安部俊三議員の体力づくりの推進についてお答えします。
  - 1点目の2014年の全国体力・運動能力調査の結果についてです。

全国体力・運動能力調査は、毎年小学5年生と中学2年生を対象に、握力、上体起こし、長座体前屈、50メートル走、立ち幅跳び、ソフトボール投げ、反復横跳び、20メートルシャトルランの8種目で調査が行われます。2014年度の結果は、体力合計点で全国の平均と比べてみますと小学5年生の男子が1.8ポイント、女子が0.2ポイント、中学2年生の男子が0.9ポイント、女子が0.8ポイント、全国平均を下回りました。種目別で全国平均を上回った種目の数を見てみますと、小学5年生の男子が2種目、女子が2種目、中学2年生も男子が2種目、女子が4種目で全国平均を上回りました。

体力はあらゆる生活の基盤でありますので、各小・中学校では全国体力・運動能力調査の結果の分析を行うとともに、10分間ランランタイムや部活動対抗駅伝など、走る活動を取り入れたり、多目的ホールに体力づくりコーナーを設置して、握力や反復横跳びなどに挑戦できるよう意識づけを図ったり、全校で縄跳び大会を実施する学校もあるなど、児童生徒の体力・運動能力の向上に向けて取り組んでいます。

2点目の児童生徒の体力づくりの推進についてです。

福井県の実践をご紹介いただき、ありがとうございました。日々の体育授業のウオーミング アップ活動で、縄跳びや持久走を継続して行っていることなど、参考になりました。

宮城県においても、児童生徒の体力向上を目指して、全学年の児童生徒を対象に体力・運動能力調査を行っており、各学校は調査結果とともに、各学校の目標や目標を達成するための具体的な取り組み、そして調査終了後の評価と課題点を明確にして、県教育委員会に報告しています。

この宮城県の取り組みと福井県の取り組みは重複しているところもございますので、町教育委員会としましては県教育委員会の取り組みに加えて、今年度から仙台大学の協力を得て実施しております仙台大学生による放課後先生の活動を継続・発展させながら、柴田町の児童生徒の運動するための体力の向上と、健康に生活するための体力の向上を目指してまいりたいと考えています。

以上でございます。

- ○議長(加藤克明君) 安部俊三君、再質問ありますか。どうぞ。
- ○9番(安部俊三君) 1問目に関して再質問させていただきます。

今年度の全国体力テストの結果は、この前行った福井県では11月下旬に発表予定ということでしたが、宮城県では既に発表されていらっしゃるのでしょうか。発表されているとすれば、 昨年度と比較し柴田町の結果はどうだったのでしょうか。お伺いいたします。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。教育長。
- ○教育長(船迫邦則君) 今年度の結果はまだ届いておりませんが、今年度は県中体連大会でベスト4やベスト8に進出したり、郡の駅伝競走大会では柴田町の中学校が優勝と準優勝を男女とも独占するなど活躍しておりますので、結果を楽しみに待っているところでございます。
- O議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○9番(安部俊三君) いずれにいたしましても、結果がまだ発表されていないということですけれども、テストの調査結果を踏まえて、今後これからのなお一層の対策を講ずることが大事であると考えますが、町内各学校に対し教育委員会としてどのような働きかけをするのか、考えを伺っておきたいと思います。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。教育長。
- ○教育長(船迫邦則君) 今後の対策につきましては、地元の仙台大学の協力を得て進めたいと考えております。今年度は船岡小学校と東船岡小学校、そして船岡中学校の3校と仙台大学が連携・協力して、子供たちの体力・運動能力の向上を目指そうとしております。次年度以降は、この3校の成果と課題を踏まえまして、町内の全ての小・中学校で仙台大学と連携を推進していくよう考えているところでございます。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○9番(安部俊三君) 次に、2問目に関しての再質問でございます。

福井県では、1日60分、週420分の教科体育外の運動時間の確保、中学校では部活動の運動 も可としているという中身でございますけれども、それを目安としていますが、本町でも目標 とする目安を掲げ、児童生徒の体力向上につながる一つの方策として示すことはできないでし ょうか。お伺いします。

- 〇議長(加藤克明君) 教育長。
- ○教育長(船迫邦則君) 各小・中学校では、先ほどお話ししましたようにそれぞれの学校で目標を立て、目標達成のための具体的な方策などを県の教育委員会に報告しております。その各

- 小・中学校の目標や目標達成の取り組みについて、仙台大学の先生方からご助言をいただい て、そして方策等についてこれから検討していければと思っております。
- O議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○9番(安部俊三君) また福井県のことで恐縮なんですけれども、福井県で行っている具体的な体力向上の方策の一つなんですけれども、学習指導要領にないラジオ体操を取り上げ、正しく行えば運動効果にすぐれている体操を身につけていただくため、先生方の各種研修の場を活用して、正しい指導法の習得に力を注いでいるということでございます。準備運動など多くの場面で行われる体操であることから、正しいラジオ体操の研修を本町の先生方に積極的に行うよう取り計らってはいかがでしょうか。見解をお伺いします。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。教育長。
- ○教育長(船迫邦則君) ラジオ体操につきましては、現在小学校において運動会の折に実施しております。そのことに加えまして、宮城県教育委員会では子供たちに体を動かすきっかけをつくって、いろいろな動きを体験させる、そのことを目指した元気アップエクササイズという運動を進めてございます。このエクササイズの取り組みについて、各学校の実施状況を確認しながら、これからラジオ体操の実施も含めて検討してまいりたいと思います。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○9番(安部俊三君) スポーツ都市宣言を行っている本町であります。一朝一夕には到達できないこととは思いますが、小・中学校における体力づくりを積極的に推進し、一つの目標として小・中学校の体力が県内一、いや日本一となり、ぴかっと光る町にしたいと強く思いますが、いかがでしょうか。お伺いします。
- 〇議長(加藤克明君) 教育長。
- ○教育長(船迫邦則君) 地方創生先行型のトップアスリート事業によりまして、柴田町と仙台大学、そして柴田町総合型地域スポーツクラブが連携しまして、日本のトップアスリートとの出会いをつくるなどして、町内の小・中学生の体力向上を目指すとともに、今お話しいただきましたように県内一、日本一を目指そうとする小・中学生の育成に努めてまいりたいと思っております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○9番(安部俊三君) 最後に要望でございます。ちょっとメモしてきましたので。 児童生徒の体力向上を目標に、家庭や地域社会との連携をとりながら、学校教育全体並びに 日常生活における活動の実践を促し、町内児童生徒の体力の向上及び健康の保持・増進をより

- 一層図るよう切望いたします。さらには、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るため の基礎づくりを積極的に推進するよう要望して、私の質問を終わらせていただきます。
- ○議長(加藤克明君) これにて9番安部俊三君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

10時45分から再開します。

午前10時29分 休憩

午前10時45分 再 開

〇議長(加藤克明君) 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、10番佐々木守君、質問席において質問してください。

[10番 佐々木 守君 登壇]

○10番(佐々木 守君) 10番佐々木守、大綱2問、質問いたします。

大綱1問目、健康づくり事業によるまちづくりについて。

まちづくり住民懇談会においても、元気なまち創造プロジェクトが重点施策として取り上げられていました。その中で、先人が残した地域資源を有効活用し、歩いて楽しいフットパスコースの整備や美しい景観づくりに磨きをかけ、町内の回遊性を高め、国内外からの集客に努め、にぎわいや仕事おこしに結びつけると説明がありました。第5次柴田町総合計画後期基本計画の中心として、フットパスによるまちづくりを掲げ、5つの施策を挙げています。美しい都市空間の整備、教育・文化・交流都市の創造、安心ネット・地域防災の整備、地域環境型経済の推進、住民参加と自治活動の実践、この5つの施策を中心にまちづくりの推進をしていくとしています。

文教厚生常任委員会では、健康づくり事業によるまちづくりをテーマとして、新潟県糸魚川市、見附市、長岡市の視察研修を行いました。その中で、糸魚川市、見附市では、健康づくり事業によるまちづくりを掲げ、まちおこしを推進しています。

そこで伺います。

- 1) まちづくりの基本は、少子高齢化の中でも住民が健康で明るい安全・安心な町をつくることではないでしょうか。町の考えは。
- 2) 健全な財政運営のためにも健康づくり事業に力を注ぐべきではないでしょうか。町の考えは。

- 3) ふえ続ける高齢者の医療費を、どう減らしていくのでしょうか。その取り組みは。
- 4) 当町の健康づくり事業は、他町村よりもすぐれていると考えているのでしょうか。すぐれている点は。

大綱2問目、不法投棄対策は。

過日、西船迫三丁目より太陽の村のハイキングコースを30人のメンバーで散策しているときに、ハイキングコース沿いに不法投棄の家具類を見つけました。町民環境課に連絡したところ、不法投棄は把握しているとの回答でした。なぜ、すぐに撤去しないのかと尋ねたところ、私有地なので町では撤去できないとのことでした。住民懇談会においても、同じ質問が出ました。町の回答は、私が受けた回答と同じでした。

そこで伺います。

- 1) 今後の不法投棄への対応は。
- 2) 私有地の不法投棄について、所有者は撤去に応じているのでしょうか。トラブルはないのでしょうか。

以上です。

○議長(加藤克明君) 佐々木守君、質問内容なんですけれども、上段のほうの「地域循環型」を「地域環境型」というふうにされています。それから、「不法ごみ投棄」の「ごみ」が抜けていましたので、訂正いただきたいと思います。(「はい」の声あり)

答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

〇町長(滝口 茂君) 佐々木守議員、大綱2点ございました。

まず、健康づくり関係でございます。4点ほどございます。

1点目。昨年度策定した町の後期基本計画や、今回策定した総合戦略の中でも、健康で明るい安全・安心なまちづくりを重点政策として掲げています。その実現に向けて、フットパスによる元気なまちづくりの推進を重点プロジェクトとして位置づけました。これまでも健康寿命の延伸のために生活習慣病予防教室や各種健康づくり事業、ダンベル体操やノルディックウオークなど各課で事業の展開を行ってきたところです。

今後、さらに地域の人たちと行政が一体となって、自然景観や田園風景、歴史や文化などの 資源を活用した新たなフットパス構想を整備することで、町内の魅力を高め、人や物、情報が 盛んに行き交う元気な町にしていきたいと考えております。子供から高齢者の方々まで、自然 や町なかを楽しみながら歩くことで、ストレス解消や健康寿命の延伸に効果があり、健康で明 るい安全・安心なまちづくりにつながるものと思っております。まさに目指すべきまちづくり の基本は佐々木議員と同じ考え方に立っております。

2点目。少子高齢化の進展や生活習慣病の増加による医療費の増加を背景とした扶助費の支 出が年々増加し、町財政を圧迫する一つの要因となっております。町民一人一人が主体的に健 康づくりに取り組み、全ての町民が生涯にわたって健やかで心豊かに生活できることを目指 し、健康寿命の延伸と生活の質の向上を基本として、住民や地域、関係機関と連携しながら、 健康づくり事業の強化に努めていかなければならないと考えております。

3点目。今後高齢者の人口増に伴い、医療費の増加傾向は続くことから、医療費の適正化に向け、生活習慣病に重点を置いた健康づくりに取り組むことが重要と考えております。

まず、生活習慣病に着目した健診である特定健康診査やがん検診を毎年受診し、みずからの健康状態を確認すること、がん検診の未受診者対策としてコールリコール事業を進めることなどが健康づくりの第一歩と考えております。また、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種などの予防事業の推進に努めるとともに、ジェネリック医薬品の普及など、医療費の適正化を図り、関係各課や各機関と連携して健康づくりに努めてまいります。

4点目。町のすぐれている政策でございますが、本町の特徴的な健康づくりについては次の 3つの事業が挙げられると思います。

1つは健康づくりポイント事業です。これは平成26年度から始まり、ことし2年目となりました。目的は、町民が主体的に健康づくりに取り組み、健やかで心豊かに生活できることを目指しています。この事業は大変好評で、平成26年度は申請者が延べ3,131人、商品券交換者延べ563人です。本年度は11月末現在で申請者延べ1,157人、商品券交換者延べ729人と順調に経過しています。今後も関係各課が連携して事業を実施し、町民に広く参加を呼びかけてまいります。

2点目は、柴田町医師団、柴田歯会との共同事業で、平成25年度から行っており、高齢者の健康維持事業「いきいきお茶っこ会」と肥満対策事業「生活習慣病予防~体重を減らしたい人のための生活講座」の2つの事業を実施しています。企画運営から医師と一緒に行い、参加の申し込みが医療機関からもできるシステムとなっており、「楽しい」「おしゃべりで元気になる」と人気があります。

3つ目は、平成15年度から仙台大学と連携して行っている健康づくり事業です。現在は生活 習慣病予防運動教室を仙台大学を会場として行っております。大学教授や教員、そして健康づ くりサポーターの学生から専門的な指導を受け、大学に設置されている機器で筋肉量、脂肪 量、骨密度等を測定し、科学的データに基づいた指導も受けられ、参加者は大変意欲的に取り 組んでおります。

今後も町の関係機関とさらに連携して、町民の健康づくりを推進してまいります。 次に、ごみ対策でございます。

1点目、今後の不法投棄の関係でございます。環境指導員、行政区長、地区住民等からの不 法投棄の連絡があった場合、その都度町職員が現地を確認し、町が管理する土地であれば不法 投棄の回収や不法投棄防止の啓発看板と監視カメラの設置を行っているところです。しかしな がら、山間部など人目につきにくい場所への不法投棄がなくならないのが現状でございます。

集積所に出せない粗大ごみ等が不法投棄された件数は、平成25年度4件、26年度4件、27年度は11月末現在で4件であります。

今後も引き続き啓発看板、監視カメラの設置と環境指導員によるパトロール、監視体制の強 化を図ってまいります。また、警察等による巡回回数をふやすよう依頼してまいります。

2点目でございます。不法投棄の連絡があった場合、その都度町職員が現地確認を行っております。不法投棄物に人物を特定できるものがあった場合、警察に通報し、現場検証並びに捜査をお願いしています。特定できない場合は、所有者を確認の上、電話連絡または文書にて対応をお願いしております。

私有地は所有者の財産であることから、みずからの責任で適正に管理をしていただくことを ご理解いただいているところですので、トラブル等はございません。

ご質問にありました太陽の村ハイキングコース沿いの不法投棄については、10月17日に環境 指導員から寝具類が不法投棄されたとの連絡があり、町職員が現地確認と所有者の確認を行 い、私有地であるため所有者に不法投棄があった旨の通知をいたしました。その後、所有者か らの相談を受け、11月18日に警察立ち会いのもと、所有者と町職員が一緒に片づけを行い、所 有者がみずから大河原衛生センターに搬入し、60キロ分の処理料金を自費で支払い、処理を行 っております。

早速ハイキングコース入り口部に監視カメラを設置し、不法投棄される可能性の高いところ には注意喚起の看板を設置してまいります。

以上でございます。

- ○議長(加藤克明君) 佐々木守君、再質問ありますか。どうぞ。
- O10番(佐々木 守君) まず最初に、各委員会で視察研修報告書を研修したごとに提出しておりますが、町としてはその活用をどのようにされているのかお伺いいたします。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 今回いただいた報告書、まちづくり政策課関係については、やはり先進地というようなところでホームページを見たり、いろいろと我々のところとどこが違うのか、今後の事業に反映できるかどうか、そういうようなものに活用はさせていただいているというようなところです。まちづくり政策課だけじゃなくて、全ての課においてもそういうような意識でいろいろと事業に取り組んでいるというような形で考えております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○10番(佐々木 守君) 心配していたのは、眠っているのではないかと。どこかに保管されて、皆さん方が見ていないのではないかという心配をしておりましたけれども、今の回答でそういう心配はないということがわかりました。ぜひこれからもその研修報告書を参考にしていただければと思います。多額のお金をかけて先進地の研修をしているわけですので、それを行政に生かしていただくようにお願いをしたいと思います。

それでは、健康づくり事業によって町をどのように活性化させていくかという取り組みをしているところの視察をしてきたので、その点からいろんな質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、フットパス構想の中で健康づくり事業の位置づけはどのようにされているので しょうか。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 町長の答弁でもありましたように、人に動きを起こさせたいと。ここに行きたい、こういうようなところに食べに行きたいとか、こういうように人に目的を与える、そういうような形で、常に自分の体とそういうようなものを使いながら健康という視点に結びつける、そういうような事業にしていきたいというふうに考えております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○10番(佐々木 守君) 町では健康寿命を伸ばすことを目指して、地域社会が連携して健康づくり事業を推進していると思うんですけれども、町としては今どこに重点を置かれて取り組みをしているのかお伺いしたいと思います。
- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) 健康寿命の延伸のためにというふうな健康づくり事業なんですが、今ご自身の力で歩けて、動けている人に、そのまま介護状態にならずに健康を維持してもらうというふうなことを念頭に置いて事業を進めております。まずは自分の体の確認というこ

とで、毎年健診を受けていただいて、自分の健康状態が維持されているかどうかの確認をして いただくこと、何かあれば精密検査なり指導なりを受けて、正常な状態に近づけていただくこ とというふうに、まず1点目のほうは思っております。

それと、健康の確認、それ以外に高齢者の閉じこもり予防も含めまして、いろんな町の事業 に出てきていただきたいと。それで健康のきっかけづくりというふうなことで健康ポイント事 業のほうをさまざまな、健康推進課だけの事業ではなく、福祉課、生涯学習課、スポーツ振興 課というふうなことも含めて、いろんな事業を展開しております。健康はやはり足から衰える というふうなことで、フットパス構想とも非常につながりが深いとは思うんですが、ご自身の 足で汗をかくほど歩いていただき、体力をそのまま温存していただきたいと。人の体は50歳を 超えてきますとだんだん何もしなければ、歩かなければ年々1キロから2キロ筋力が衰えてき ます。特に女性なんですけれども、男性の方も同じく筋力が落ちてきますので、どんどん外に 出る、誰かとお話をするというふうなことで、事業のほうは進めております。町のほうで、高 齢者の健康維持事業のお茶っこ会のように、今まで介護保険に入っていない方で、なかなか外 に出かける機会がなかった、健康教室の機会もなかった方が出ていっていただいて、非常に楽 しみにされていることもありますし、また来月会いましょうとか、お茶飲みしましょうという ことで、体だけじゃなく心の健康にもつながっているかなというふうには思っております。ま だまだメニューはふやしていきたい、特に運動面でふやしていきたいというふうには考えてお ります。ただ、その運動というものも自分の健康を維持する運動というふうなことで、より強 く健康増進、筋力トレーニングというものではなく、日常生活を維持するというふうな意味で の視点で、ちょっとした筋力アップというふうには考えております。

以上です。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○10番(佐々木 守君) 私も町で行っている健康診断等は全て受けております。ということは、高齢者にとっての健康づくりに関しては非常に充実していると考えています。ただ、今回の視察を通して感じたことは、高齢者だけを対象にするんじゃなくて、幼児のころから一貫して健康づくりを推進していくと、それをまちづくりに結びつけていくということが一つのテーマになっているわけなんです。そういうふうに考えていきますと、今の健康づくり、町で推進している事業は少し偏っていないかと思うんですが、いかがでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 健康推進課長。
- 〇健康推進課長(佐藤浩美君) 議員がおっしゃるとおり、40歳以降の方をターゲットにしてい

るものが多いというふうには感じております。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○10番(佐々木 守君) ということは、視察をしてきたところでは、糸魚川市にしても見附市にしても、まち全体の健康、まちづくりに生かしていくという観点から、あらゆる面を想定してやっているんです。ということは、例えば家庭、地域、それから職場、保育所、学校、行政、こういうところが全て連携を図りながら、幼児期から高齢者までということで、市が全体を見回して、市民ぐるみでこの運動を進めているということを強く感じてきたんですが、当町では全体の健康づくりというのが町民の皆様に浸透しているのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。
- 〇議長(加藤克明君) 健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) 町民の皆さんに浸透しているかといいますと、全体的にきちんと浸透しているとは考えてはおりません。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O10番(佐々木 守君) 例えば糸魚川市の場合、住民がいつでもどこでも誰でも気軽に健康づくりができるようにということで、マニュアル的な体操ですか、そういうものをつくって、まち全体がみんなして同じ体操をやるというような習慣づけを行っているんですけれども、当町においてはそういうことは実践されているんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) 糸魚川市のほうの健康づくり、スマートウェルネス構想に基づいて行われているんですが、こちらのほうは本当に企画の段階から市全体が自分の課で健康に特化することは何かというふうな話し合いを重ねて事業を行っているということは確認いたしました。小学生の段階では食についてとか、アルコールについてはどういう飲み方をしたらいいかとか、そういった企業や市全体を巻き込んでしているというふうなのを感じたんですが、今のところ柴田町でこういった全庁的に横断的にしているというふうなものはありませんので、今後参考にさせていただきまして、何か一つでも、食のほうであれば小・中学校とも連携して進めていけるかなというふうに思いますので、今後考えていきたいと思っております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○10番(佐々木 守君) 糸魚川市では、食に関していろいろ関心を持たれて、病気になる方を減らすというのが目的だと思うんですけれども、特に一日3食バランスのよい食事をしようという運動とか、それから適正体重を維持しようとか、間食の食べ方に注意しようと、こういっ

た単純なことを市民に呼びかけているということなんです。その辺は当町としては特別に推進 はしていないのでしょうか。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) 町のほうでは、広報紙を通じまして健康情報や食育については 周知を図っているところです。糸魚川市の「健康いといがわ21」という健康づくりの基本にな るものを拝見したんですが、柴田町ではなかなかうまく町のデータを、望ましいのはこういう 数字ですというふうな P R の仕方が今まで大変下手だったかなというふうに思ったところでし た。糸魚川市のほうは、市の子供たちや大人の実際の今の状況の数字を出して、こういったも のを市のほうでは目標にしているというものをきちんと市民の方に提供しているというふうな のを聞いて、こちらでも参考にしたいというふうには考えておりました。
- O議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○10番(佐々木 守君) 例えば学校の場合、毎日朝ご飯を食べてから学校に行きましょうという運動をしているようなんですけれども、当町ではそういう学校での指導はしているんでしょうか。あるいは推進をしているんでしょうか。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。教育長。
- ○教育長(船迫邦則君) 各小・中学校で調査をしまして、1月段階、それから2カ月の段階というふうな、定期的な時期を設定して、比較して、伸びている、あるいは伸びていないというようなことでの対応を検討してもらってきたという経緯はございます。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○10番(佐々木 守君) それから、もう一つの取り組みとしては、自殺者を減少させるという取り組みをしているんです。よく中学生あるいは小学生の自殺数がふえているというようなことが報道されているんですけれども、高齢者の自殺も結構ふえているように、報道等を見ますと思われるんです。年齢を問わず自殺者をなくしていこうという取り組みを市全体がしているということを、今回の視察で、私の町でもそういうことをしていかなければならないのかというふうに強く感じてきたところです。ということは、まず心の健康づくりということをモットーに、心地よい睡眠を確保しようとか、あるいはストレス感を解消できるようにどう取り組んでいけばいいかとか、そういう相談窓口を設けながらやっていると。これは先ほども申し上げましたけれども、地域あるいは学校、職場、あらゆるところ当町ではされているんでしょうか。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。健康推進課長。

- ○健康推進課長(佐藤浩美君) 心の健康に関しましては、9月の自殺予防週間のときに全戸配布、「あなたの心は元気でしょうか」というふうなことで、チェック項目の入ったものを四、五年前からになるんですけれども配布しております。先日保健センターのほうで開催したんですが、メンタルヘルス研修会というふうなことで、毎年精神科の医者であったり、精神障害を克服した当事者であったり、臨床心理の方であったり、そのときによってさまざまなんですが、町民の方にも知っていただきたいということで開催はしております。そのほかに相談窓口、お知らせ版で毎月の心の相談の日程等を周知しておりまして、保健師のほうであれば随時相談を受け付けております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○10番(佐々木 守君) それから、やはり生活習慣病に対しても真剣になって取り組んでいるといいますか、先ほど私が申し上げたように私たちの町も高齢者に対しての健康診断等は充実したものがあるということでお話ししましたけれども、俗に言うメタボとかこういうことに対しての指導が十分にされているのでしょうか。私も相談に来るようにというご案内はいただいていたんですが、なかなか時間がとれなくてまだ行っていないんですけれども、やっぱりそういうことが大事なのではないかと、このように思うんですが、町としてはどういうふうにその取り組みを考えているんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。健康推進課長。
- 〇健康推進課長(佐藤浩美君) 町の健康診査では、特定健診は国民健康保険の現状でしかお話ができないんですが、毎年受けていらっしゃる方が今のところ35%台で推移しております。対象者の方で未検者の方のほうが非常に多いというのが現状です。受けた方の中で特定保健指導ということでメタボリックシンドロームにひっかかる方、そういった方はこちらのほうで保健指導をした人は数字が必ずよくなっております。その後のフォローでもきちんと管理はされているんですけれども、なかなかそこまで至らない方ですと病院のほうに通院されて、なかなか保健指導にはつながらないという方もおります。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○10番(佐々木 守君) きのうも議員全員協議会の中で文教厚生常任委員会の視察研修の報告書で前委員長が話をしていたんですけれども、酒屋さんが適正なアルコールの量を摂取するようにという、酒屋さんみずから、あるいはそういった飲食店そのものが飲食をある程度規制するような、あるいは飲み方を適正にしてもらいたいというような、こういう運動を、売り上げがもしかしたら減るかもしれないのに、みずからそういう運動を行っているということを議員

全員協議会で紹介しておりましたけれども、私どもの報告書にもそのように記載をしてあるのですが、町としても業界団体にそういうことを働きかけて、やっぱり適正な飲酒、あるいは適正なたばこの喫煙、そういったものがきちんとできるように啓蒙するということも必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

- 〇議長(加藤克明君) 健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) 職域との連携かというふうには思うんですが、保健所が窓口になっている仙南2市7町地域医療対策委員会のほうで、職域もあわせてこういったたばこ、適正飲酒についての周知を、心の健康も含めてなんですけれども、各事業所に向けてのPRというふうなことでリーフレットをつくりまして、配布はしないんですが、事業所で自由にダウンロードして従業員の方に使うようにというふうなことで、そちらのほうは県の主導で動いております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○10番(佐々木 守君) それから、これはどこの町でも同じことをやっているのかと思うんですけれども、私たちの町でも歯の健康についていろいろ健診をしているわけですけれども、ただ学校等あるいは高齢者に対して歯の健康を守るようにということで、歯科医とも連携しながらその運動を進めているようなんですけれども、そういった方々以外の方々にはどういう指導をされているんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) 歯科保健というふうなことかと思うんですけれども、小学校、 幼稚園、保育所等では、町の歯科衛生士が講師として呼ばれ、ブラッシング指導を定期的にしている学校もあれば、何年かに1回呼ばれて、校医の先生も含めて一緒に携わっているのが現状です。今は子育てサークルのお母さんのほうから、「歯が生えてきたけれども、どうやってやったらいいかわからない」というふうなことにも、こちらのほうで出向きまして一緒にブラッシング指導も含めて、小さなうちから学校につないでいくというふうなのを実際しております。

あと、大人になってからなんですが、町の特定健診をしているときに一緒に歯科の健康相談ということで無料で歯科の先生に従事していただいていますので、来ていただいて確認をするというふうなこともしております。ただ、非常に自信のある方しか来ないというのが現状かというふうには思っております。

〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。

- ○10番(佐々木 守君) 視察の中で、糸魚川市にしても見附市にしても健康ポイント制をとっているんです。当町でも同じことをやっているわけなんですが、この健康ポイント制について、健康づくりに町民がどれだけの関心を持たれて、今現在推進されているわけですけれども、どのような成果が上がっているのかお聞かせいただきたいと思います。
- 〇議長(加藤克明君) 健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) 健康ポイント事業は、昨年の4月からということでちょうど1 年半たったんですが、おおむね町のほうでは対象となる20歳以上の方の人口の1割の方には手挙げしてほしいというふうな思いだったんですが、そこはクリアしております。ただ、想定外だったことが、健康のきっかけづくりとしましてはせめて40代、50代を何とかというふうな思いだったんですが、ふたをあけてみれば60代、70代の方が現実的には7割を超えるというのが現状となっております。若い方向けの事業が少ないというふうなことも影響しているかとは思うんですが、こういった現状です。

あと、今までですと健康教室には行かないかなとか、きょうは雨が降っているしどうしようと思うけれども、あと1ポイントで10ポイントになるというとなぜか人が集まると。それを感じるのは女性の方がほとんどのようなんですけれども、その辺で意外と今まで来なかった人が集まるというのを感じております。先日、メンタルヘルスの研修のほうは、今までメンタルヘルスというふうな周知をしますと来る方は民生委員であったり健康推進員であったり、何かしら町の行政に関係のある人が多かったんですが、全然顔を見たことがなくて、この方町民だったのかしらと思うような方が十数名いたので、やっぱりポイントって力があるなというふうにちょっと感じたところでした。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○10番(佐々木 守君) ポイント制をとることによって、健康づくりに関心を持ってもらうということを目的として、どの町でも制度化しているようなんですけれども、なかなか市民あるいは町民が全員それに参加するというところにまでは至っていないように感じてきたんですが、もっと何かうまくいくような仕組みがないものかなというふうに考えてきたんですけれども、今現在行っている当町のポイント制、これをもう少し拡大して、職場で何かやればポイントがもらえるとか、例えば職場で1日1万歩達成した人にはポイントをあげるとか、これは長岡市とか見附市でもやっているんですけれども、そういう団体として、あるいは職場ごととか、そういうようなことも考えて、今やっているポイント制の枠を広げて取り組んでいけば、もうちょっと成果が上がるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

- 〇議長(加藤克明君) 健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) 文教厚生常任委員会の研修で、糸魚川市、見附市ということで、市と企業が協力して協賛金をいただいて、そういったことで市民だけでなくそこで働いている方も含めてポイント制をしているというふうなのを私としては初めて拝見したところだったんですが、こういうつながりもあるのかというふうに町で思っていたところで、どういうふうに広げていくかについては今後検討していきたいと思っております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○10番(佐々木 守君) 高齢者に対しての施策になるのかもわからないんですけれども、心の 安定を図り、生きがいと充実感のある生活を実現するための計画というものは町としてはある んでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) 町の計画「健康しばた21」に基づいて考えております。こちらのポイント事業のほうも、「健康しばた21」計画前期計画は5年間で終了するので平成29年度まで、そのときにこのポイント事業のあり方についても再検討していきたいというふうには考えております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○10番(佐々木 守君) 今回の視察でちょっと残念に思ったのは、社会福祉協議会と市とのかかわりを勉強してきたかったんですが、余り糸魚川市も見附市も明確な回答を得られなかったんですが、生きがいづくり、あるいは心の安定を図る、こういったものを社会福祉協議会との関連で事業を行っている事例はあるんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(鈴木 仁君) 社会福祉協議会の事業ということでございますけれども、社会福祉 協議会では地域のほうにお入りになりまして、区長や民生委員の方々、あといっぱいボランティアの活動をする拠点ともなっておりますので、そういった方々と連携をとりまして、住民の 方々の生きがいづくり、健康づくりに対応しているところでございます。
- O議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O10番(佐々木 守君) それから、栄養と食生活の面でも社会福祉協議会と連携しているんで しょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 福祉課長。
- 〇福祉課長(鈴木 仁君) 社会福祉協議会では、栄養と食生活に関しては関連はしてございま

せん。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○10番(佐々木 守君) それでは、2点目の財政再建のための健康づくり事業についてお伺い していきたいと思います。

年々増加していく医療費を何とかしないといけないということで、これがどんどんふえていきますとほかに予算を回せなくなる心配があると。そういうことを防ぐためにも、健康づくり事業が重要と思うんです。そのためには、健康事業の予算をもう少しふやして、町民が健康になることによって医療費が削減されるという効果を得るという考え方は財政当局にはないんでしょうか。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。財政課長。
- ○財政課長(宮城利郎君) 先ほど町長がお答え申し上げましたとおり、義務的経費であります 扶助費が年々右肩上がりになっております。町の財政への影響も大きくなっているということ でございますので、財政課とすれば健康づくりポイント事業を含めたさまざまな健康づくり事 業にこれまで以上にしっかりと予算措置をしていきたいというふうに考えております。
- O議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O10番(佐々木 守君) 健康づくり事業の効果とあわせて、医療費節減の計画を町としては立 てているのかどうかをお伺いしたいと思います。
- 〇議長(加藤克明君) 健康推進課長。
- O健康推進課長(佐藤浩美君) 医療費適正化計画になると思います。医療費適正化計画は県が 策定するもので、町としてというふうなものはござません。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○10番(佐々木 守君) 町長のほうからちょっと明確な答えがなかったように思ったんですが、当町の健康づくり事業でほかの市町村よりもすぐれていると皆さんが思っている点があればご披露いただきたいと思います。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。健康推進課長。
- O健康推進課長(佐藤浩美君) 非常に答えにくい内容なんですが、多分再来年には1番になるであろうというものが1つございます。平成29年4月から公共施設の受動喫煙対策、先日県庁のほうと受動喫煙対策についてどういうふうに進めていったらいいかということで相談をしてきたんですが、これが実現すれば宮城県で1番だというふうに言われましたので、それを目標に頑張りたいと思っております。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O10番(佐々木 守君) 大変言いにくい質問をしたかもしれません。では私のほうからちょっと。

第9回柴田町介護予防推進会議、この発表会に私も参加させてもらったんですけれども、取り組みは非常によかったと思うんです。各地域の取り組み方があそこで発表されるという形になってたんじゃないかというふうに感じてきました。町としてはその大会をどのように評価され、今後どのような推進をしていくつもりなのかお答えいただきたいと思います。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(鈴木 仁君) 11月14日でございました、介護予防推進大会、槻木生涯学習センターで開催させていただきました。これまで1年間地域で活動してきた方々の発表会となるものでございます。ダンベルの方やノルディック、またはことしは初めて「いこいの日」のある地区の方々25名にステージに上がっていただきまして発表していただきました。1年間積み上げてきたものを発表する場というのはなかなかございませんので、そういったところで皆さんが生き生きと発表できる場の設定は、いい効果をもたらしているのではないかというふうに伺っております。「いこいの日」の25人の方は、次の日に早速お電話が参りまして、大変楽しく過ごさせていただいたというようなお声もいただきましたので、また集会所での活動はさらにヒートアップしていくものではないかと期待をしているところでございます。

来年は10回目ということで、進めてまいるわけですけれども、この事業につきましても町の 主催ではございますが、企画・運営は全て地元の実行委員会の方々、サークルの方々がするも のですから、そういったところも大変意義は大きいものだろうと思っているところでございま す。継続してまいりたいと考えております。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○10番(佐々木 守君) やっぱりそれぞれの地域でそういう運動が盛んになっていく、また発表の場があるということは一つの励みになるんだと思うんです。ですから、健康ポイントも大事なんですけれども、そうじゃなくて地域の住民の今取り組んでいる健康づくりを町として吸い上げて、一つの発表の場としていく、こういうものがやっぱり大事なのかなと。それでとりもなおさず町全体が健康になれば、医療費削減になるということだと思うんです。そのためにいろんな推進をしていくためには、今の予算措置でいいのかどうかということをもう一度財政当局にお伺いします。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。財政課長。

- ○財政課長(宮城利郎君) 繰り返しになりますけれども、そういった医療費を含めた扶助費の 低減に向けまして、健康づくり事業のほうに予算をしっかりと手当てしていきたいというふう に考えております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○10番(佐々木 守君) それでは、大綱2問目の不法投棄についてお伺いをいたします。 柴田町は花のまちということを掲げて、ハイキングコースなり、あるいは公園なり、そうい うところの整備がかなり進んできたのではないかと思うんです。そういうせっかく整備された ハイキングコース等に不法投棄されるということは、これは許されないと思うんですけれど も、町長からは答えはいただいたんですけれども、やはり不法投棄されない、防犯カメラだけ じゃなくて、何か町民的な監視体制がとれないのかなと、このように思うんですけれども、そ ういう発想はありますでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- O町民環境課長(鎌田和夫君) 防犯カメラの設置による効果は大きいと私のほうでは考えております。環境指導員の配置関係、ことし増員しまして18名体制ということです。特に山間部においてのパトロール重視というようなことで、小割りにしながら、人的な配置をしているというようなことです。今後ともやはり環境指導員による監視体制、あと監視カメラによる確認というようなことを推進していきたいと思っております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○10番(佐々木 守君) 監視する職員の方々だけじゃなくて、やっぱり住民がいつでも通報して、すぐに対応できるような構築をしないと、せっかく電話したのにということになるとやはり問題があると思うんですけれども、その点はどういうふうにお考えですか。
- 〇議長(加藤克明君) 町民環境課長。
- ○町民環境課長(鎌田和夫君) 私のほうでは、町民もしくは行政区長とか環境指導員のほうから通報があった場合、すぐに現地確認いたします。そして、その不法投棄されたものが何であるか、袋を開封したりとか、あとその捨てられた場所の所有者調べというようなことを行います。先ほども町長答弁にありましたように、町有地であれば早速我がほうですぐに片づけるというような措置をとります。私有地の場合ですと、個人の方に通知を申し上げて、こんな状況にありますというようなご通知をいたします。というようなことで、今後ともそれらのことについてはきちんとやっていきたいと思っております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。

- ○10番(佐々木 守君) 不法投棄の件数は割と少なくなっているのかなという感じは受けています。しかし、せっかく整備したところにどんどん物が投げられるということは決して許されることじゃないので、やっぱりこれは犯罪なので、警察との連携、町長からの答弁でも連携して巡回の回数をふやすというようなお話をいただいたんですけれども、そういうことへの対応の仕方、こういうものの仕組み、例えば私有地だと勝手に処理できないというような、こういう協定みたいなものは、所有者あるいは警察との間の取り交わしとかそういうものはできているんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 町民環境課長。
- ○町民環境課長(鎌田和夫君) まず、私有地であった場合、私のほうでは所有者のほうに通知連絡します。ことしになってから4件ほど不法投棄がありました。今取り組んでいるのが、捨てられた物から人物を特定するというようなことをしております。ある程度特定されますと、警察のほうでは捜査、現場調査というようなことになります。ことしもそれで犯人逮捕というか、そんなことがありました。やはり警察の力もかりないと、うまく抑止ができないものだと思います。そういうことで、特定されない場合は警察は現場は確認するけれどもそれ以後についてはないというようなことがありますけれども、そういった場合は積極的に警察のほうに連絡しながら現地を確認してもらっていくというようなことをしたいと思います。そういう姿が、やはり町民から見ればしっかりやっているんだなというようなことだと思いますので、その辺を注意したいと思います。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○10番(佐々木 守君) 通報される方は、私有地がどうのこうのというようなことは考えていないんです。ですから、通報された方に対してはやっぱり適正に処理させていただきますという答えをしていただければと思うんです。私有地だからすぐ撤去できないとかということを言ってしまうと、やはり通報した人が「何だ」という形になるので、適正に措置をさせていただきますという回答をしていただくようにお願いをして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。
- ○議長(加藤克明君) これにて10番佐々木守君の一般質問を終結いたします。 次に、4番秋本好則君、質問席において質問してください。

〔4番 秋本好則君 登壇〕

- ○4番(秋本好則君) 4番秋本です。大綱4問についてお聞きいたします。
  - 1、インフラの長寿命化計画について。

総務常任委員会では、公共施設等の管理計画についての視察を行い、先進地を研修してきました。そこでは、公会計移行を踏まえ、資産台帳の整備から方向性を見定め、管理計画を作成しておりました。しかし、次の公共施設マネジメントをつくる段階で苦労しているようでした。

柴田町では、平成28年度までに作成する予定になっておりますが、その前段としてインフラの整備についてお聞きいたします。

- 1)都市計画課では、橋梁長寿命化修繕計画をつくっております。その中で、149ある橋の うち15メートル以上、15の橋についての計画になっております。残りの138の橋はどのような 計画になるのでしょうか。また、橋の劣化度はどのような形で判断いたしますか。
- 2)維持管理計画では、予防保全を前提に定期点検と異常時点検をする計画になっておりますが、異常時とはどのような時期や震度を指しているのでしょうか。
- 3) 点検の実施主体はどうなっておりますか。また、橋梁以外の公共施設の維持管理業務との連携はどのような計画でしょうか。
- 4)60年ごとの中規模補修を繰り返す計画のようですが、ライフサイクルコストの低減率はどのくらいと考えておりますか。
- 5)船岡五間堀8号橋を建設して58年になります。改修計画がすぐに来ると思いますが、改修計画については。
- 6) インフラ整備は上下水道にも必要です。国の下水道長寿命化支援制度では、平成25年度 以降は計画を作成しないと交付金はつかないと聞いております。長寿命化計画はどのようにな っておりますか。また、コスト計算で一般会計から下水道事業への繰出金が、周辺自治体と比 べて高額になっておりますが、これからの推移を伺います。

#### 大綱2問目、槻木地区の歩道整備について。

町道槻木172号線について、9月会議で質問いたしましたが、その後の経過について伺います。

- 1) 歩道にある電話線の支柱移動の交渉経過をお示しください。
- 2) 同じ歩道に道路標識のポールもありますが、移動はできますか。
- 3) 9月会議で川口市の例を挙げ、中央線をなくすことで通過車両の速度を下げ、歩道を広げることができると提案いたしました。川口市の例は承知しているとの回答でしたが、そのような方策以外に歩道を広げる手段があればご紹介ください。
  - 4) ベビーカーや車椅子は歩行者扱いになるようですが、歩道が狭く、通行できないため車

道を通行した場合、道路交通法違反になりますか。

#### 3問目、槻木地区の上水道について。

柴田町の水道事業報告書を見ると、水道の普及率は99.9%となっております。これは特殊な例を除いて、上水道の布設は終わったということだと思いますが、槻木を例に見解を伺います。

- 1) 口径13ミリの水道構成比は16.7%、口径20ミリでは57.23%になっておりますが、口径 13ミリを引いている世帯の分布はどのようになっておりますか。
- 2) 町道槻木172号線や県道槻木停車場線には、上水道は布設されておりません。そのため、新たに水道管を引くには水道本管から自己負担で引かなければならず、その費用が200万円と高額になり、改修を諦めたというケースがあったと聞いております。敷地内に水道の引き込み栓があって、上水道設置となるのだと思いますが、同じ住民税を納付した住民間で不公平感がありますが、見解を伺います。
- 3) 下水道は町道や県道に埋設されているので、その折に布設ができたと思いますが、上水道についてそのようにしなかった理由をお聞きいたします。
- 4) 消火栓が何カ所か設置されており、その管から水道を引いている世帯もあるように聞いておりますが、見解を伺います。

# 大綱4問目、大雨・冠水の警戒呼びかけについて。

- 9月の大雨災害では、柴田町にも大きな被害が出ました。私も降雨時の見回りや道路の誘導などを行い、後日、被害箇所を回り、皆さんの意見を聞いてきました。その中で出された住民の方々の質問から伺います。
- 1) 柴田町の地域防災計画には、「消防団と自主防災組織は連携して住民に警戒情報や避難 支援をする。町は平常時から水防組織に対する研修会等をして育成する」とありますが、当 日、水防組織はどのような活動をしたのでしょうか。
- 2) 9月10日23時10分に避難準備情報のメール、11日3時20分に宮城県から特別警報のメールが出され、避難を促しております。これを見て外に出た方が、腰まで水に浸かってしまい、避難を諦め覚悟を決めたという方がいらっしゃいました。白石川や阿武隈川の水位情報や水門閉鎖の情報があれば、もう少し早く対応できたという方もいらっしゃいました。角田市では水位情報も出ておりましたが、柴田町ではできないのでしょうか。
- 3) 夜が明けるまでにどこからの声がけもなく、消防署が回ってきてくれたのが心強かった という話を聞きました。早いうちに警戒を呼びかける広報はできなかったのでしょうか。

以上です。

○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) 秋本好則議員、大綱4点ございました。

まず、インフラの長寿命化計画でございます。6点ほどございます。

1点目。残り138橋も平成26年度、平成27年度の継続で長寿命化修繕計画に取り組んでおります。橋梁点検は全ての部材を近接目視や触診及び打音検査を行うものです。判定は宮城県版橋梁定期点検要領(案)に基づき判定することになりますが、判定はIからIVまでの4段階です。判定Iは、構造物の機能に支障が生じていない状態です。判定Ⅱは、構造物の機能に支障が出ていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。判定Ⅲは、構造物の機能に支障が講ずる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態です。判定IVは、構造物の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態です。

2点目。異常時点検とは、地震や台風などの災害や大きな事故が発生した場合、必要に応じて橋梁の安全性を確認するもので、震度の基準はございません。なお、異常時点検方法は近接目視や打音及び触診により実施します。

3点目。公共施設等総合管理計画を策定するに当たり、今年度において全ての町有資産を網羅した固定資産の台帳整備を進めております。現在まで町有資産の各所管部署へ資料提供依頼、収集取りまとめを行っております。今後資産評価を実施し、基礎データとあわせた固定資産管理システムとして整備します。これをもとに、町の資産の現状を整理・把握した上で、平成28年度において総合管理計画を策定する予定です。

道路、橋梁、上下水道等のインフラについては、既に作成している長寿命化計画との整合を図り、建物については現状を分析して、各個別の計画を含め、包括的に調整・連携された基本的な全体計画とすることを目標とします。

長寿命化対策も含め、施設類型ごとの管理運用の具体的な実施計画については、今後の更新、廃止、機能統合等の見直し等を含め、住民の合意形成を得ることもあることから、作成には時間を要する見込みであります。

4点目。長寿命化修繕計画が作成されている11橋について、今後100年間の修繕を実施した場合の費用は、予防保全では約4億8,200万円となり、従来の事後保全で修繕を実施した場合は約6億9,100万円となります。事後保全で対応した場合と比較すると、予防保全では2億900万円のコスト縮減となり、約30.24%の縮減効果が見込まれます。

5点目。宮城県版橋梁定期点検要領(案)に基づき判定していますが、判定 I 、構造物の機能に支障が生じていない状態であるため、改修計画はございません。

6点目。公共下水道の長寿命化計画は、管の腐食、たるみ、侵入水等の3つの評価を実施 し、A、B、Cの3段階に区分した上で、Aが2つ以上含まれているものを緊急度 I、A区分 が1つB区分が2つ以上含まれている区間を緊急度 II の判定とし、長寿命化対策の計画を策定 するものです。

柴田町下水道事業長寿命化計画については、西船迫・本船迫地区、北船岡地区、槻木市街地及び松ケ越地区内で、管渠布設後20年以上経過した施設5万4,940メートルを対象として、テレビ調査の結果をもとに緊急度I、1,015メートル、緊急度II、1万534メートルの合計1万1,549メートルを改築、修繕の対象として、平成26年度から平成30年度までの5カ年を計画期間として、平成26年3月に下水道長寿命化計画申請書を提出しております。

次に、繰出金の関係ですが、一般会計からの下水道事業への繰出金が周辺自治体と比べ高額になっているとのご指摘ですが、繰出金の多くは、これまで下水道事業整備で発行した起債の公債費元利金償還に充てております。平成22年度は9億1,894万9,000円でしたが、平成26年度では8億2,841万7,000円と、元利償還額につきましては減少してきております。

一般会計繰出額は、各自治体の年度ごとの建設改良等の事業量によって変化しますので比較はできません。現時点での収支計画については、元利償還が年々減ってきておりますので、約5億円から4億円の範囲で推移していくものと考えております。

2点目、槻木の歩道関係でございます。4点ございました。

1点目。隣接する電力柱への添架や歩車道境界ブロックへの移設について協議しており、現在NTTに現場での立ち会いを要請しております。

2点目。歩道上には県公安委員会が管理する規制標識と、道路管理者設置の案内標識などがあります。規制標識につきましては、所轄警察署と電柱への添架や歩車道境界ブロックへの移設協議を進めております。町管理の案内標識は、規制標識の協議が整い次第、あわせて移設してまいります。

3点目。道路構造令の基準による歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5 メートル以上必要であり、やむを得ない場合は2.0メートル以上となっています。現状での歩 道幅は2.0メートルの確保が難しく、現在の車道の高さで歩道を整備した場合、6割強の宅地 高が低いか高い状況でありますので、乗り入れに支障を来すと思われるため、歩道の整備は困 難であると考えております。 4点目。宮城県大河原警察署交通課に確認したところ、道路交通法第10条第2項の2の「その他やむを得ないとき」に該当し、交通違反にはならないようでございます。

槻木の上水道関係で4点ほどございました。

各世帯の水道施設の状況等については、個別に水道料金システムで管理しており、13ミリメートル水道管を使用している世帯の分布状況を調査した資料についてはございませんので、柴田町全体での傾向についてお答えいたします。一般世帯が2,753戸、アパートが1,656戸、その他散水栓や店舗、事務所等が423戸、合計4,832戸が現在13ミリメートルの水道管を使用しております。

2点目。水道事業は地方公営企業法という法律により、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないとされております。また、水道事業の経営は、地方公営企業法によって独立採算制をとっており、住民税などの税金ではなく、使用水量に応じて支払っていただく料金収入で全ての経費を賄っています。したがって、水道事業への不公平感には結びつかないと考えております。

現在、水道を利用している方が家屋の改造や新築等で水道施設を改造する際に、それに合わせて町が水道本管を全て布設するとなれば、建設投資が膨大となり、その費用を水道料金の改定などによって財源を確保しなければならなくなるということもご理解いただきたいと思います。

3点目。町道槻木172号線や県道槻木停車場線に下水道管を埋設した時期は、昭和58年から 平成10年です。同時期の水道事業では、昭和35年から布設された石綿セメント管が耐用年数を 超え、漏水等の事故が多発したこと、昭和60年に石綿セメント管の製造が中止されたことか ら、石綿セメント管の布設がえや、平成2年からの仙南仙塩広域水道からの受水に向けた船迫 配水池設置工事、山田沢浄水場集中管理の整備等、喫緊に実施すべき事業が多かったこと。町 道槻木172号線は旧国道4号線で、アスファルト舗装の下にコンクリート舗装があり、下水道 の管布設方法も開削工法と推進工法を併用した施工であったため、全ての区間で水道管を共同 埋設できなかったことなどが理由と思われます。

4点目。消火栓につきましては、公共の消防施設であり、水道事業者は消火栓そのものの管理はしておりません。しかし、消火栓に至るまでの水道管については、水質も含め施設の管理を水道事業者が行っており、給水申請に基づいて技術的な条件が整えば、この水道管からの分水等については問題はないと理解しております。

大綱4点目で、3点ほどございました。きのうの吉田議員と重複しておりますが、お答えを

させていただきたいというふうに思っております。

1点目。柴田町の地域防災計画の中で、水防組織とは消防団のことを指しています。当日の 消防団の活動ですが、町内巡視、土のうの運搬・積み込み、下名生地区での小型ポンプによる 排水作業、道路冠水地区でのバリケードの設置・撤去作業、避難誘導などの活動を実施してい ただきました。これらの消防団活動状況を、各消防団から提出していただいております。

2点目。角田市に確認したところ、避難勧告等の付随情報として、エリアメールの文章の中に避難判断水位を表示していたようです。エリアメールの利用規制により、水位情報だけをエリアメールで配信することはできませんが、柴田町も今後角田市と同様に、避難勧告等の付随情報としてエリアメールの配信文の中に避難判断水位を表示していきたいと考えております。

なお、白石川や阿武隈川の水位情報については、テレビのデータ放送やインターネットで確認することができますので、お知らせ版等を通じて町民へお知らせしていくよう努めてまいります。

3点目。9月10日木曜日の午後10時ごろから急に猛烈な大雨となり、一気に白石川や阿武隈川の水位が上昇したため、早い段階での警戒呼びかけが難しかった状況にありました。このたびの教訓から、大雨に対する町からの的確な情報提供のあり方については、局地冠水対策マニュアルを作成する際に再度検討を重ね、できるだけ早い段階で警戒を呼びかけできるようにしていきたいと考えております。

最後に、秋本議員にお願いがございます。

一般質問等に対する答弁内容につきましては、町民に誤解を与えることのないよう、再度答 弁の趣旨を確認した上で、正しくお伝えいただきたいと思っております。また、うわさ話に基 づき、関係者に不快感を持たれかねないような議員としての情報発信は、住民自治によるまち づくり基本条例や議会基本条例に反するものと思っております。

以上でございます。

〇議長(加藤克明君) ただいまから休憩いたします。

1時10分から再開します。

午後0時04分 休憩

午後1時10分 再 開

〇議長(加藤克明君) 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

休憩前に秋本議員が一般質問通告を読み上げた中で訂正の申し出がありましたので、本人からこれを許します。どうぞ。

- ○4番(秋本好則君) 先ほどの文章読み上げの中で、大綱1の1)なんですが、橋の数、「11」という原稿でしたけれども、「15」と読んだようでした。訂正いたします。
  - それと、4)なんですが、「低減額」を「低減率」と読んだようだったので、ここも訂正したいと思います。
- ○議長(加藤克明君) それでは、秋本好則君、再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) それでは、インフラの長寿命化計画についてお聞きしたいと思います。 先ほどの町長のお答えの中にも、残りの138橋についても点検を行っていくという形なんで すが、5年に一度の点検ということで、点検の中身を読んでいきますと、かなりいろいろチェ ックする項目があると思うんですが、これをどのような体制でやっていくのか、何かローテー ションを考えていかないとちょっと無理かなと思うところがあるんですが、これはどのような 形で考えておられるかお聞きしたいと思います。
- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) お答えいたします。

以前の会議でも橋梁の点検についてはご質問がありまして、5年に一遍の定期点検につきましては外部委託をして対応したいというふうなお答えをさせていただきました。ローテーションということなんですけれども、平成24年度の繰り越しで平成25年度にこの11橋が仕上がっていまして、今年度、平成26年度、平成27年度、残りの138橋ができますので、年割で今進んできているんですけれども、多分これが5年ごとのローリングで進んでいくのではないかということで今考えています。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) その点検の要領なんですけれども、平成26年6月に国土交通省の道路局で出しているこのマニュアルに沿っていくという形でよろしいんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- **〇**都市建設課長(加藤秀典君) 示された要領に基づいて点検を実施していきたいと思います。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) そうすると、これちょっと私も勉強の途中なものですから、今の見解を 教えていただきたいことがあるんですが、グレードの判定のIからIVという形になっておりま して、保全段階、早期措置段階とか、構造物の機能に支障が生じていないけれども予防保全の

点から措置を講ずるというのがⅡ、構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべきがⅢとか、いろいろ紛らわしいとか、どこにどういう形になっていくのかというのがわからないところがあるんですけれども、これは明確な基準、例えばこれがこうなったらこういう形で数値化されるとか、何かそういうデータというのはあるんでしょうか。

- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 非常にIについてはこういうことと、わかりにくいんですけれども、ご質問の中では劣化度という質問があるんですけれども、実は健全度ということで判定をさせていただいていますので、ご理解をいただければと思います。簡単な言い方をしますと、Iということであれば全く健全だということになります。IIになりますと経過観察、通常見ていればいいです、手をかけなくていいですという状態です。IIになりますと補修を考える必要があります、一部補修をしたほうがいいんじゃないですかという意見も入ってくると思います。IVになりますと緊急対策ということで、これは手をかけてくださいということになるんですけれども、それは長い文章で紛らわしい、本体に支障がないと思われるとかというくどいものになっているんですけれども、表現としては4段階についてはそのような解釈になります。実は各部材について点数分けをしていまして、ここの点数評価をした中で今度4段階に振り分けをしていくようになります。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) 点数分けがあるということだったんですが、それは宮城県のレベルという形なんですか。それともこの中で、私が見た範囲では点数化については書いていなかったと思うんですけれども。
- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 宮城県の案に基づいて、同じような考えで進めています。点数化をしないと、人の目で確認をするので、II なのかIII なのかわからないんです。なので、各部材において、きょう要領があればいいんですけれども、その部材ごとに9ブロックに分割して、例えば床版ということで橋の桁、渡るところがあるんですけれども、そこを9つにポイントを決めて、その9つに点数をしていって平均点を出すような、それは壁であったり、くいであったり、全てにおいてやって点数化をするということになります。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) わかりました。宮城県のやつを私読んでいなかったので、そんな形、いくのであればあと教えていただきたいと思います。

それと、長寿命化計画のプランの中で、この図表がちょっと説明が要るところなんですけれども、この説明の中で例えばこれは寿命を先に決めてやっていくということじゃなくて、経過年数に応じて、何かこの図表を見るとライフサイクルが120年に読めるような図になっているんですけれども、先にその寿命を決めて対応するということではないんですね。

- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 多分今お持ちの資料は、ホームページに載っていた修繕計画ですね。橋については、100年計画ということで考えています。100年の中に60年で1回目の予防が来ますということなので、100年でだめになる、100年の間に予防するというような比較になります。これを120年にしますと、1回の取り壊しの比較をするときに、はみ出た予防ということで2回の予防を足さなければならないんです。正確でないので、橋の寿命は100年ということの中で保全型と予防型ということで試算をさせていただいております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) これは町のホームページからダウンロードしたんですけれども、修繕計画を見ると中規模の修繕を繰り返すというのが理想かなというふうな書き方をしているんですけれども、これは私も勉強中なんですけれども、読んでいる本をそのまま当てはめますと、例えば小規模修繕を何回か繰り返していって寿命をもたせるほうがライフサイクルコストについては安いというシミュレーションもありますし、あくまで中規模、大規模といったときの費用対効果といいますか、建設費を1としたときの大規模というのがどのくらいの金額になるのか、その辺の形によって大分シミュレーションが違ってくるというふうに私が読んだ本には書いてあるんですけれども、これは臨機応変にその場に応じて考えていく、例えば大規模だったら0.5掛け、あるいは中規模だったら0.3掛け、そういうふうな形で考えたんでしょうか。それともそこまで考えていなかったんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- 〇都市建設課長(加藤秀典君) お答えします。

検討の中では、いろんなシミュレーションをした中で最適な予防保全型を選択していると思います。ただ、橋本体は100年計画をするんですけれども、部材によってはもっと短い周期で出てくるものがありますので、サイクルが出てきますので、その中の積み上げで今回評価しているということになります。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) 確かに小規模というか、補修をすれば健全度がもとに戻るということが

確かにあるんだけれども、それを例えば5回、6回と繰り返してしまうともうもとに戻らないということもあるので、そうしたら小規模を繰り返していったところから今度は大規模に移っってしまうとか、ケース・バイ・ケースで考えらえると思いますので、その辺は私の考え的な形でよろしいんでしょうか。

- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 小規模、大規模という話になると非常に難しいところがあると思います。まずは部材によってサイクルがあるので、一つはその部材ごとのサイクルで考えをいたします。ただ、そのサイクルをいたしますと、ものによっては100年の中に何回か出てくるケースもあると思うんですけれども、それらを総合的に試算をして出していますので、どこから大規模で大きくするのか、どこで小規模だから何回もかけるのかということともちょっと意味合いは違ってくると思います。
- O議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) 確かにそのとおりで、要はライフサイクルコストを最低、一番低いレベルに抑えたいというのが主目的だと思いますので、その辺は考えてやっていただきたいと思います。

あと、インフラの上下水道のほう、先ほど町長のお答えの中で長寿命化計画をつくっておられるということなんですが、そういうふうな考えでよろしいんですね。

- 〇議長(加藤克明君) 上下水道課長。
- 〇上下水道課長(畑山義彦君) 下水道のほうも、平成25年度に長寿命化計画を申請してございます。実質、年度をまたいで26年度の2月に承認をいただいているという形です。その後に平成27年度、当年度で長寿命化計画を計画的に実施していこうという考えでおります。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) その中身というか、どういうふうな計画なのかちょっとわからないところがあるんですけれども、それはどこに出ているんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 上下水道課長。
- 〇上下水道課長(畑山義彦君) 下水道の場合は、平成20年に発信元が国土交通省、多分国土交 通省の中でその制度制定と、あとその判断基準を示したものは確認してございます。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) 国のほうじゃなくて、柴田町の長寿命化計画がどこで見られるかなと思ったんですけれども。

- 〇議長(加藤克明君) 上下水道課長。
- ○上下水道課長(畑山義彦君) 失礼いたしました。町のほうの中ではちょっと今確認できない 状態なので、その辺はまたアップしていきたいと思っています。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) これから町のほうも公共施設の総合管理計画をつくって来年やっていくと。そのときにぜひ必要になってくると思いますので、見られる状況にしていただきたいと思います。

それと、下水道について私ちょっと調べてみたんですけれども、私の知り合いのほうで柴田町の下水道結構高いんじゃないのという話がちょっとありまして、町のホームページを見ますと口径20ミリを使った22立米の場合の計算結果が出ていたものですから、同じ条件で近隣の町を比べてみますと、確かに柴田町がホームページに出ている条件では3,624円、大河原町は3,300円、村田町は3,000円、岩沼市は3,200円、角田市は3,200円、仙台市では2,000円という形で、かなりそれに比べると柴田町は高いと思うんですけれども、この原因はどこにあるのでしょうか。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。上下水道課長。
- ○上下水道課長(畑山義彦君) 現在の下水道使用料につきましては、実際の年間の活動を示す総金額とか、あと将来に向けた資本費的な建設事業などをトータルとして考えまして、うちのほうは口径別の料金で定めております。他自治体につきましては用途別とかそういうもので定めておりますので、一概に判断基準、横並びにならない部分もあることをご理解いただきたいと思います。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) 確かにいろいろ今までのずっと長い間のいきさつがあって、それが今来ているのは十分わかるんです。ですから、何とかしなくちゃいけないとは思うんですけれども、これから私たちの総務常任委員会のほうでいわゆる先進地をかなり見てきたときに、皆さん公共施設の総合管理計画のほうは大体すぐに行くんですけれども、そこから先に行って、実際マネジメントでどういうふうにするかといったときに、そこでみんな悩んでいるんです。ですから、今マネジメントをどうするかということも頭に入れた上で総合計画をつくっていくのが私は必要だと思っているものですから、ここでちょっと質問させていただきたいんですが、例えば下水道料金につきましては、口径別で高いのがあるんですけれども、その予算、私決算で見たんですけれども、公共下水道事業特別会計を見ていきますと、収入、実際の使用料、そ

ういったものもあるんですけれども、それは全体の予算の中の割合からするとそれほど大きな ウエートを占めていないように見えるんですけれども、大体下水道の使用料、それが全体の事 業費の中でどのくらいの割合を占めているのか、もしわかれば教えてもらいたいと思うんです が。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。上下水道課長。
- **○**上下水道課長(畑山義彦君) ちょっと計算はしていないんですが、使用料自体は5億円ぐらいだと記憶してございます。しばらくお待ちください。

お待たせいたしました。今概算ではじいたんですが、2割程度という数字になっています。

- ○議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) そうすると、事業費の中で一番大きい項目は何費でしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 上下水道課長。
- ○上下水道課長(畑山義彦君) 実際の年度ごとの例えば工事なんかは、補助事業で実施してございます。例えば補助が半分、あと残り100%起債、いわゆる借金です。そういうことで動いていますので、その起債分の元利償還は5年の据え置き後に償還していく形になりますけれども、25年、30年のスパンの返済になります。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) 私がもし間違っていたら訂正をお願いしたいと思うんですけれども、特別会計の決算のほうで、調定額で見てみたんですけれども、使用料及び手数料のほうからすると28.3%ぐらい。それで、一般会計からの繰り出し、こちらで言うと繰り入れになりますか、それが32%、それと町債の部分が25%ぐらいを占めるというふうに私は読んだんですけれども、大体この数字でいいですか。
- 〇議長(加藤克明君) 上下水道課長。
- O上下水道課長(畑山義彦君) 決算ですので、お見込みのとおりの数字になろうかと思います。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) そういたしますと、町のこの特別会計から見ると繰入金、その辺が結構 大きいウエートを占めて、これが3割を超すと。一般会計からするとそちらのほうに繰り出し ている形になりますね。それで、国のほうも、これは平成27年4月14日、各都道府県知事宛て に総務大臣のほうから繰出金の通知というのが出てきているんですけれども、これでいくとい ろいろ下水道に関しては繰り出しの金額について結構詳しく書いてあるんですけれども、私も

全部は把握できないんですけれども、これの基準に従って行われているというふうに考えてよ ろしいんでしょうか。

- 〇議長(加藤克明君) 上下水道課長。
- ○上下水道課長(畑山義彦君) 議員おっしゃるとおり、毎年総務省から繰出金の算定基準が示されております。それは最終的に交付税措置になる性格のものでございまして、その対象ベースが起債、借りたやつとかの元利償還金に対してのベースにして、細かい数字はちょっとあるんですが、あくまでもそれをベースにした形での繰り入れ基準内で運営しているところです。ただ、災害があった年なんかはどうしてもふえてくると。そうすると基準内額を超えてしまう年度もあるんですけれども、それについては考え方は基準外となるんですが、基本的には基準内で運営するよう総務省のほうからは指導を受けております。
- O議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) 歳出のほうから教えてもらいたいことがあるんですが、歳出の中で一番 大きい項目は何でしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 上下水道課長。
- **○**上下水道課長(畑山義彦君) やはり使用料で賄う、イコール未普及解消等も使命にございますので、建設改良費が大きなウエートを占めるようになります。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) この歳出のほうの金額を見ると、公債費が一番大きいんじゃないですか。
- 〇議長(加藤克明君) 上下水道課長。
- ○上下水道課長(畑山義彦君) 元利金が抜けていたんですが、申しわけございません、入れま すと公債費が大きいと思います。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) 結構その辺の金額が大きくて、「よくわかる町の仕事と予算」でしたか、これで出してみたんですが、それが平成22年の巻末の資料に出ておりまして、それ以降特別会計の下水道事業の金額が出ていないんですけれども、私が知っている範囲では最後は平成22年だけになっていて、それが101億4,700万円という形なんです。詳細がありますという形で出ているんですけれども、確かに一般会計のほうの町債はだんだんとグラフを見て一目瞭然で減っているんですけれども、下水道事業に対する町債はこのグラフを見る限り余り減っていないように見えるんですけれども、実際はどうなっているんですか。

- 〇議長(加藤克明君) 上下水道課長。
- ○上下水道課長(畑山義彦君) おっしゃるとおり、今のが平成21年度末現在だと思います。26 年度末では77億1,696万円になっていますので、その差が地方債は、ずっとその間もなんです けれども減ってきているということです。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) 減っているならば、それを書いておいたほうが町民は安心すると思うんですよ。101億円のところになっていて、あとは全然記載がないと。ふえているのか減っているのか心配になるところがありますので、できたらその辺も記載をお願いしたいと思います。

それと、これもまた国のほうからの基準がありまして、下水道の単価についていろいろ国の ほうは使用料、経費とか言ってきているんですけれども、使用料単価ですね、有収水量で割っ ていった金額なんですが、柴田町は大体どのくらいになっているんでしょうか。

- 〇議長(加藤克明君) 上下水道課長。
- 〇上下水道課長(畑山義彦君) 使用料単価につきまして、平成26年度実績で199円になっています。
- O議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) 199円ですか。わかりました。国のほうからの内容を見ると、最大で150円まで上げていいと書いてあったものですから、それ以上のものをとっているという形でいいですね。はい、わかりました。

それでは、次に大綱2のほうに移りたいと思うんですけれども、前の町長の話でこれ以上歩道を広げるのは難しいという話があったんですけれども、これは道路幅によってこれ以上広げることができないという、そういうふうにも聞こえたんですけれども、そういうことなんでしょうか。

- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) お答えいたします。

槻木172号線の話ですけれども、用地幅が決定されていますので、まず大切なのは車道の幅 員をしっかり確保すると、歩道の幅員をとるときには不足があれば買収せざるを得ない。ところが、連担しているところですので、そういったことでは難しいということですが、これも9 月の会議だったと思いますけれども、今の道路の高さは災害復旧で舗装するときに、復旧する前の高さよりも幾分下げて施工しましたという話もしました。ただ、その高さに合わせて歩道をつくろうとすると、沿線の多分6割を超えるぐらいの場所で高いとか低いとかという影響が 出てくるので、なかなかここは難しいという話をさせていただいていたというふうに思います。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) それは聞いております。ですから、例えば側溝を入れ直してもっと深いやつにしていくとか、そういう形で、確かに歩道と今の宅地のほうのレベル差が出てくるのは今のところそのとおりなんです。けれども、例えばいい宅地をつくっていこうとすればどこかでそれに踏み切ることも必要かと思うんですけれども、あくまで今の宅地を基準にしていくと、もうずっとできないという形になってしまいますけれども、そういうお考えなんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) まず用地の話が第一だと思います。それから、今言った高さの話ですけれども、現況高差を踏襲すればいつまでたっても計画できない、まさしくそのとおりだと思います。そうしたときに、あそこをさあ改良しましょうといったときに、あそこに連担してお住みになっている方々が自分の宅地を上げたり下げたりできるかというと、非常に難しいのではないかと思うんです。もう今の高さを利用した形で生活が成り立っているというところもありますので、側溝入れかえでは全く無理だと思いますし、簡単にできる話ではないと思います。やらないということではないです。やっぱりそこを利用する方々がどうしても必要で、周りの協力もできる、なので行政もお金を投じてということの三者が一つにならないと進まないんだというふうに思います。
- O議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) 確かにそのとおりで、今のままでいくとちょっといかにも貧相な雰囲気がありますし、雨が降ったときに、かなり段差があったときに歩行自体が危険な状況になりかねないところもありますので、その辺もう少し私も考えていきますので、一緒に考えさせていただきたいと思います。

では、上水道の件なんですけれども、これは私のほうで一回土地を売ったことがありまして、そのときに売った方から水道どこに入ってるのと言われて初めて気がついたことなんです。前面道路に入っていなくて、裏のほうから全部引き直しをしなくちゃいけない。私のところは200万円もかからなかったんですけれども、引いてくるとその途中の方々が、実はうちも引きたいんだけれども使わせてくれという話でどんどん来て、初めてこれは大変なことじゃないかと思ったんですけれども、これは例えば槻木みたいなああいうところでいくと、周辺の本

管が入っているところから自己負担で引かなければいけない、そうすると一番高いところは 500万円かかると試算されたところもあるということなんですけれども、これはやむを得ない ことなんですか。

- 〇議長(加藤克明君) 上下水道課長。
- ○上下水道課長(畑山義彦君) 基本的には公営企業ということで、経営は当然考えから除くことはできないんですが、ご質問の場所につきましては、県道とか今の話は町道槻木172号線なんですが、ここの場所につきましては槻木駅から、昔から市街地として形成されていた場所と認識してございます。その当時は石綿セメント管という本管が入っていたんですが、その入っていたのが県道の裏側の町道なんです。それから皆さん引き込みをしていらっしゃったという形でございます。それなりに土地利用は張りついていたんですが、今議員おっしゃるような例えば新たに引くとかというのは、正直このごろは1件とか、お客様センターのほうにも確認したんですが、じかに声は届いていなかったということもありまして、それらを旧国道4号線ということで当初占用なんかが難しい時代もありました。あと、石綿セメント管も老朽化してきましたので、新しい塩ビ製に布設がえを本管はしてございます。ただ、既存のものの入れかえという形でしてございます。時代の移り変わりです、土地利用とかそういう問題については、例えば今1人、2人という形での対応はなかなか難しいし、やっぱり将来的に経営を含めた料金改定もまだわからないので、その辺も含めた基本計画をしてみないと、町全体も見て、100%給水区域という設定なので、その辺も含めた基本計画をしてみないと、町全体も見て、100%給水区域という設定なので、その辺もあわせて考えていきたいと思っています。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) これは私の経験からなんですけれども、今口径13ミリを入れている家は、2つぐらい同時給水するとかなり出が悪くなるという形で、水洗化していけば必ず20ミリに切りかえるというのが教科書どおりの話になってしまうんですけれども、今13ミリで我慢している方々も本当は20ミリ、25ミリ、もっと大きいのを入れたい、けれども本管から引く費用がないという形で諦めている方もいらっしゃると思うんです。そういう方はご存じないですか。
- 〇議長(加藤克明君) 上下水道課長。
- ○上下水道課長(畑山義彦君) その辺も含めて、確認はいたしました。町のほうにまではご意見というか声は届いていない状況です。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- 〇4番(秋本好則君) それでは、もしそういう形で相談があれば応じるという考えでよろしい

んですか。

- 〇議長(加藤克明君) 上下水道課長。
- ○上下水道課長(畑山義彦君) 繰り返しになるんですけれども、経営の観点は考えから外せないので、例えば余談かもわからないんですけれども13ミリでも下水道に切りかえをしていただいた場合には、普通13ミリだと栓数は5栓までなんですけれども、プラス1栓までという形で対応していただいているとは思うんですが、だんだんその時代の変化、家族構成も含めているいろあるかと思うんですが、実際にそれは前からうちのほうに声は届いていないので、これからの課題の部分でもあるのかなという認識はあります。
- ○議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) 確かに旧国道のところは構造が普通と違っている、かなり頑丈にやっていたので、入りにくいということは承知しているんですけれども、ただどうしてもそういう200万円、500万円かかるからもうできないという話を聞くと、何かちょっと納得できないところもありますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

それでは、大雨関係なんですけれども、きのうの町長の答弁を聞いておりますと歴史を踏ま えた上で説明をしていくというようなお話がありました。確かに地盤の成り立ちを考えていく とやむを得ないところ、あるいはその地域独特の問題もあるということも私も承知しておりま す。私は北船岡の仙南中央病院の周辺を少し歩いたんですけれども、あそこはもともと白石川 の川底というか、白石川が流れていたところですので、一般よりもかなり低い地盤であると。 今までは仙南中央病院のところのグラウンドがいわゆる遊水池の役割を果たしていたのが、病 院が建ったことによって遊水池の機能がなくなって、逆に住宅地のほうが遊水池になってしま ったという形だと思うんです。場所についていろいろ考えていきますと、私歩いてみたところ で「私が引っ越してきてから水害は3度目だ」なんていう方もいらっしゃいました。私なりに 点検していったんですけれども、ちょうど白石川の堤防のところに舟山さんというヘアサロ ン、床屋があるんですけれども、そこから郵便局のほうにまっすぐ下り坂になっているんで す。そこのところは道路側溝がずっと入っておりまして、途中のさくら染織美術館のところで 左側がくぼ地になって低いところなんですけれども、道路側溝もそっちに流れていってしまっ て真っすぐ流れないんです。そうすると、堤防のほうから真っすぐ来た水がここで五、六メー トルぐらい、側溝が入っていないものですから全部くぼ地のほうに流れていってしまって、く ぼ地で漏水を起こしたということが実際のお話で聞いてきたんですけれども、この水路を真っ すぐ流してやって、例えば郵便局のほうにつないでやったら、このくぼ地のほうに流れる水と

いうのもかなり違ってきたんじゃないかと思うんですけれども、この辺は認識されているでしょうか。

- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) お答えいたします。

多分貸し家のあるところで、今新築が2軒ぐらい建っていますけれども、あそこのくぼ地ということだと思うんですけれども、あそこはあそこで側溝で下で受けたものを流す方向が決まっていまして、今その美術館、二幸さんのところですけれども、あそこはあそこで流す方向が決まっているんです。ただ、今回の雨は特に10時から豪雨になりまして、ちょっと私たちも経験したことのない、入間田では1時間に62ミリ、余目でも44ミリ、その前後3時間を合わせると120ミリぐらいの雨を経験していますので、道路側溝は残念ながらそこまでの雨対応になっていないですので、一時的にあふれてしまったという状況ではないかというふうに思います。ただ、今秋本議員おっしゃったように、郵便局側に流すのが最善なのかどうか、これは高さと、それから下流側の側溝の断面の問題もありますので、調査をさせていただきたいと思います。

- O議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) 確かに今回の水害は想定外というのが本当に文字どおりでして、町のほうの対応も、私も調べたんですけれどもポンプはもう全部かき集めて動かれたと、9日の段階から動かれたということも確認しております。その辺では、確かに間違いはなかったと思うんですけれども、それでも水害に遭った人に話を伺いますと、どうしてもそういう話が出てくると思いますので、よく検討していただきたいと思います。

それと、情報共有の話、きのうも出ておりましたが、それを同じように町民も庁舎全体でもう一つのデータベースとして扱う方法はないのかということで、私きのうのお話を聞いておりましてNTTデータの地図ソフトのデータベースがあるんです。CADと同じような形で一つの地図をベースにして、その上にレイヤーをかぶせるような形で、道路情報あるいは雨の情報、そういったものをレイヤーでどんどん書き入れていくと。町内のいろんな部署からそれにどんどん書き入れをしていって、外から全部が見られると、そういうシステムがありまして、たしかNTTデータのほうでは相互防災情報システムという形で、町のほうでつくればそれを出先のほうからも同じ情報を共有できるというシステムがありまして、これはきのうちょっと調べただけなので余り詳しいところはないんですけれども、大和市の防災情報システムというのはそういったことを取り入れて、全体で情報を共有して、いろんな通報とか連絡、住民から

の情報も全部それに書き入れていって、それを誰でも見られるという本当の共有のデータをつくっているようです。あるいはNTT東日本ではクラウドというシステムでこのようなシステムをつくっているんですけれども、金額的なことはまだ私も調べていないところはあるんですけれども、こういうデータベースを皆で使うという方法も一つの案かなと思うんですけれども、これはどうでしょうか。提案なんですけれども。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。危機管理監。
- ○危機管理監(小玉 敏君) 秋本議員から、貴重な意見ありがとうございます。今後、町のほうで町長がお話ししたように局地冠水マニュアルを詰めていくために、今のようないろんなデータのあり方、そして住民からの情報のあり方、そしてこちらからの出し方とか、それも含めて検討させていただきたいと思います。
- O議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) ぜひ検討していただきたいと思います。例えばこの情報は防災の形になっていますけれども、通常は例えば道路工事をする場所、それもこれに書き入れておけば、平常時はそういう使い方ができて、迂回路はこっちですという情報も全部伝える。非常時はそういった共通のデータベースとして使えるというところがありますので、検討していただきたいと思います。町民が安心して住めること、これが絶対条件だと思いますので、その目線を忘れずにお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長(加藤克明君) これにて4番秋本好則君の一般質問を終結いたします。

次に、11番広沢真君、質問席において質問してください。

〔11番 広沢 真君 登壇〕

O11番(広沢 真君) 11番広沢真です。大綱1問、質問いたします。

国民健康保険の都道府県化を初めとする医療保険制度改革と柴田町国民健康保険の現状について。

ことし5月の医療保険制度の改正以来、平成30年度をめどに国保の都道府県化、医療費適正 化計画の強化など、大幅な制度改変が進んでいます。しかし、低所得者が多く加入している医 療保険でありながら、保険料が高過ぎるという構造的矛盾がより鮮明になってきており、国も 修正を迫られる事態も起こっています。今後、安心して医療を受けられる国民健康保険制度を 守るためには、正念場と考えています。柴田町民がこれからも必要な医療を受けられるよう制 度を守る立場から、国民健康保険県一本化の現状、改正した制度の進捗状況、柴田町国民健康 保険の現状について伺います。

- 1) 国保の県一本化について現状で示されている内容は。
- 2) 平成27年度保険財政共同安定化事業の制度変更はどのようなものか。
- 3) 医療費適正化計画の変更は。

以上です。

○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) 広沢真議員、国民健康保険関係で3点ございました。随時お答えします。

1点目。国においては、都道府県と市町村の役割分担を見直す平成30年度の国民健康保険制度改革に向け、国と地方で協議する国保基盤強化協議会の事務レベルワーキンググループで協議を進めているところです。協議の内容について、今後必要となる準備作業やスケジュールが9月に国から示され、市町村ごとの国保事業費納付金、標準保険料率等の仕組みの詳細や、国民健康保険運営方針策定のガイドラインについて、平成28年1月に各自治体に示される予定となっております。

宮城県では、11月の市町村国民健康保険主管課長会議において、県と市町村の協議の場として「(仮称)宮城県国民健康保険運営連携会議」の設置が提案され、早ければ年内に会議が開催される予定となっています。また、国保納付金の算定方法などの協議のため、連携会議のもとに複数の部会を設置する見込みです。今後、平成30年度からの共同運営が円滑に行われるよう、県と市町村が連携を密にし、協議が行われる予定となっております。

2点目。保険財政共同安定化事業は、都道府県の国保連合会のもとに特別会計をつくり、市町村国保が拠出金を出し合い、県内市町村の高額医療費に対して交付金を交付する制度です。 保険財政の安定化と市町村間の保険税の平準化を図ることを目的として、国民健康保険法等に基づき市町村が共同で行う事業であり、その事業主体が宮城県国保連合会となります。

平成26年度まではレセプト1件30万円を超える高額医療費と設定されていましたが、平成27年度からは1円以上の全ての医療費を対象として実施しています。各市町村から拠出金を支出して国保連に財源を共同プールし、各市町村の医療費に応じて交付金が交付されるものです。

平成27年度の安定化事業の拠出金は、医療実績金額、一般被保険者数及び被保険者の総所得金額等から算定された9億6,600万円を計上し、同額の交付金を計上しております。

3点目。今回の医療保険制度改革関連法の中で、高齢者の医療の確保に関する法律に規定さ

れ、都道府県が策定を義務づけられている医療費適正化計画の見直しが規定されました。今回 の改正は、都道府県が策定する適正化計画に、目標として「医療費の水準」「医療の効率的な 提供の推進」を計画の中に設定することになっています。また、現行の指標の特定健診・保健 指導実施率、平均在院日数等の見直しも行い、後発医薬品の使用割合、効率的な医療提供体制 や地域包括ケアシステムの構築に対応した指標が追加されるものです。

宮城県では、第2期医療費適正化計画が平成25年度から29年度までとなっており、今回の改正を受け、第3期計画の策定については今後県において検討する状況です。

以上でございます。

- ○議長(加藤克明君) 広沢真君、再質問ありますか。どうぞ。
- ○11番(広沢 真君) 平成30年度に向けて、国民健康保険を都道府県で一本化する、宮城県で一本化するということで、医療給付費の支払いが宮城県から医療機関に対してなされるというような仕組みに変わっていくわけですけれども、今の町長のご答弁にもあったとおり詳細について小出しに出されてきていますので、全てが今の時点でわかっているわけではないというふうに思いますが、幾つか厚生労働省を通じて漏れ聞こえてくる制度で確定的になっている部分があるというふうに思っています。その部分をちょっと確認していきたいんですが、例えば宮城県に一本化になった場合に、当然今回の国民健康保険の運営については県が全部の責任を負うというよりは、宮城県と例えば柴田町なら柴田町が共同で運営をするというふうな形になると思うんですが、その際、例えば現行で各市町村ごとに決められている国民健康保険税の額の決定の権限というのはどこにあるかということが伝え聞こえてきていると思うんですが、その辺はどうなっているでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) 額についてなんですが、詳細につきましてはガイドラインが来年1月に各自治体に示されることにはなっております。標準保険料率等示される、国保事業の納付金も市町村ごとに決められるというふうなことは来ておりますが、詳しいものはまだ基本的には来てはおりません。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O11番(広沢 真君) そこは今回の制度改変の中で一つまだ地方自治体、市や町にとって可能性がある部分というふうに担保しておくべきものが担保されたかというふうに思っているんです。要は、国民健康保険税の額の確定に当たっては市町村の裁量が認められているということなので、標準化、平準化の基準が示されても、あくまで決定するのは市町村の権限になってい

るということであります。

それから、もう一つ確認なんですが、医療給付費については当然医療機関に対しては、県の、どうなるかわかりませんがイメージとして例えば今の後期高齢者医療広域連合みたいな形で県一本の組織がつくられて、そこから医療機関に支払われるような形になるんだろうというふうには思っていますが、その際、例えばそれぞれの市や町の負担をどのような形で広域に支払っていくのかということはどうでしょうか。

- 〇議長(加藤克明君) 健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) 医療費の保険給付費の支払いの件なんですけれども、平成26年度まではレセプト1件30万円を超えるものが国保連合会のほうで共同で支払いというふうなことにはなっていたんですが、今年度から変更になりまして、1円以上、全ての医療費を対象として国保連合会のほうで支払っております。各市町村のほうから拠出金を国保連合会に支出しまして、財源を国保連合会でプールした中からそれぞれ市町村のかかったものを支払うというふうな仕組みに変わっております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○11番(広沢 真君) 補足しますと、要するに各都道府県に財政安定化基金を設置して、そして国保財政が悪化した市町村であっても支払いが滞らないように、財政安定化基金から貸し付けを行って、支払い不能のような事態に陥らないようにというような形での制度補完が前倒しでなされてきているということだと私は理解しています。わかりやすく言えば、町に例えて言えば地域の人がつくっている納税組合のような形なんでしょうか、規模や金額は当然大きくなりますが、そういう形でこれまで高額医療だけ対象になってきたものが全ての医療費給付費に対して適用されるということは、一つ担保されているということにはなります。ただ、これもあくまで貸し付けですので、不足している部分をここで穴埋めしてもらった後に、市や町が支払い義務を負うということは、これは間違いなく押さえておかなければならないことかというふうに思います。

そういう状況の中で、一定部分市町村の裁量権が認められて、都道府県一本化もこれから会議でさまざまな機構がつくられて、前段階の準備が進んでいくということなんですが、その部分でじゃあ柴田町で実際に今運営されている国民健康保険がどう変わっていくのかということも一つ考えなくてはならないというふうに思っているところです。

まず柴田町国民健康保険の現状から伺っていきますが、現在の国民健康保険の加入世帯数と、それから最近の加入世帯の増減の動向というのは今どうなっているでしょうか。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) 加入世帯数ですが、平成26年度末ですと平成27年3月に5,690 世帯、9,804人となっております。平成24年度末の時点で5,638世帯ですので、大きな増減ではないというふうに思っております。ただ、人数に関しましては平成24年度末で9,937人なので、後期高齢者のほうに移る方もおりまして、少しずつ人数が動いているような状況です。基本的には約1万人前後で推移というのが、大きな傾向は余り変わってはおりません。
- ○議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O11番(広沢 真君) それと、医療給付費の動向なんですが、昨今医療給付費がふえているというふうなことは言われてきているんですが、私がいろんな資料を見ていると、最近特に柴田町の国保会計なんかを見ていても、大きくふえているという段階ではなく、ただふえているのは間違いないんですが、微増ぐらいになっているんじゃないかというふうに思うんですが、その辺の評価はいかがでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) 国保の医療費、総額で考えますと手元の資料で一番古いのが平成20年度があるんですが、その時点では29億5,000万円というところです。30億円を超えたのが平成21年度からになります。平成26年度、昨年度は34億1,400万円です。徐々にふえていっております。1人当たりの医療費も含めて、微増というよりは人数に比例してふえていっているというのが現状です。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O11番(広沢 真君) 例えば制度上、国保と後期高齢者医療制度が分かれてからの動向というのはどうでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 健康推進課長。
- 〇健康推進課長(佐藤浩美君) 後期高齢者医療に分かれてから、国民健康保険のほうは増減が 大きくなくなったというのが現状です。後期高齢者医療費のほうで言えば、先ほどお話しした 平成20年度が26億円だったものが、平成26年度で37億円、こちらの伸びのほうがはるかに大き いですので、国保の医療費には大きく影響はしておりません。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O11番(広沢 真君) 今答弁にあったとおり、後期高齢者医療制度をどう評価するかについては、私はこれまで年齢で差別する医療制度だというふうにずっと批判をしてきているわけで、 そこはそこで大きな問題が別にあるわけなんですが、国保に限って言いますと、後期高齢者医

療制度ができて国保から分かれた時点で、特に高齢者で高度医療などが必要になる方々が別の制度に移ったということもあって、国保自体の負担は抑えられてきているという傾向が、これは柴田町だけでなく全国的な傾向としてあるというふうに言われています。そのような中、ただいまだに残っているのは冒頭読み上げた一般質問の文章の中にもあるとおり、国民健康保険制度がそもそも社会保障制度として低所得者が多く加入している制度でありながら、その保険税の負担が重くなっている。この現状はどうしても変わらない、構造的矛盾が年々どんどん強まっているという、この傾向がそうなっている現状と言わざるを得ないというふうに考えています。

そのような中で、柴田町は基本的に平成18年から国民健康保険税を上げてこなかったわけであります。それは一つ町の大きな努力の結果だというふうに評価しているんですが、そのような中で国民健康保険特別会計の中身を見ていきたいのですが、現状でもう一つ確認は、今国保で持っている基金の額は幾らになっているでしょうか。

- 〇議長(加藤克明君) 健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) 現在の基金の保有額なんですが、3億5,732万円です。
- O議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O11番(広沢 真君) 約3億5,700万円、この基金の額というのは今の一般的な考え方に照ら し合わせてみて多いのか少ないのか、そしてそのもとになった基準というのは何なのかという のをお答えいただきたいんですが。
- O議長(加藤克明君) 健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) 基金のもとになったことなんですけれども、国保中央会が平成 6年に示されたもので、保険給付費の5%、または一般被保険者の保険給付費の1.5カ月分と いうふうなことで、一つ決められたというふうなものではありません。各市町村で自分のとこ ろの医療費や年齢階層に合わせて基金を保持しているというのが現状かと思っております。

柴田町においては、保険給付費が平均して大体2億5,000万円というふうになっておりますので、基金保有額は医療費の増減に対応するためには最低1.5カ月分というふうに考えまして、非常に標準的な残額までやっと来たかなというふうには考えております。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O11番(広沢 真君) 今お話しになった国保中央会の基準なんですが、平成6年ですから今から21年前ですか。当時の基準はそれだったんでしょうけれども、当然現状に照らし合わせてみて、果たしてその基準が適切なのかどうかというのは非常に議論が分かれるところでありま

す。消費税は8%になりました。それから、日本全体の景気動向、それから給与の水準、そういった状況も20年前とはもう既に別物と考えていいような状況になっているのは皆さん実感としてあるのではないかというふうに思います。その際に、この国民健康保険の基金の基準を考えた場合に、課長の答弁にもあったとおり法的拘束力などは何らないもので、あくまでも参考にしてください程度に示されたものではありますが、ただこれまで歴史上多くの市町村がこれをよりどころにして、目安にしてやってきたのは事実ではありますが、残念ながらもう実態に合っていないと言わざるを得ないと私は考えています。3億5,700万円、これが現状でどういう評価なのかということになるわけですけれども、これについては後にもう一つ別の項目から聞きたいと思うんですが、ちょっと方向を変えまして、今実は近隣の幾つかの自治体で国民健康保険税を来年度から引き下げるという動きがあります。その情報についてはご存じでしょうか。

- 〇議長(加藤克明君) 健康推進課長。
- 〇健康推進課長(佐藤浩美君) 国保税減税につきましては、11月末に仙南地域国保連絡協議会、各市町の課長が集まったときに、1カ所の市町村の方から聞きました。情報はそこだけです。(「それはどこですか」の声あり)角田市です。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○11番(広沢 真君) 私の情報で、これは議会でのやりとりの中で市や町が答弁したということで、検討中という情報が入っているのは白石市と亘理町が「検討する」というふうに、やるかどうかを検討するというよりは、値下げを前提に検討するというふうに答弁をしているそうであります。ですから、その点では値下げを前提に考え始めている自治体が近隣にも出てきているということなんです。その部分でいうと、近隣でできて柴田町でできないのかということにもなるんですが、近隣と当然国保の条件、保険税も違いますし、それから住民の年齢構成や、それこそ人口も違いますから、単純に比較して、隣でやったから柴田町もやれということではないんですが、柴田町で実際に国民健康保険税を引き下げるというふうに私が提案した場合に、町のほうはどのように考えますか。
- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。健康推進課長。
- 〇健康推進課長(佐藤浩美君) 国保税の減税ということなんですが、今国保の基盤安定負担金の保険者支援金が町のほうに多目に来ておりまして、それで財政調整基金が少したまってきたという部分もあります。保険者支援金の分、平成26年度比で見ますと4,900万円、約5,000万円弱が平成26年度よりも今年度多く入ってきている現状があるんですが、療養給付費のほう、11

月の時点で数字を出してみたんですけれども、平成26年度と比べまして7,500万円を超えるアップとなっております。保険者支援分として5,000万円弱歳入がふえたんですけれども、歳出のほうが大きくなりまして、このままではかえって医療費の部分で基金取り崩しをしなければならないかというふうにもちょっと考えているところなので、税を引き下げるというふうなことは大変厳しいと考えております。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O11番(広沢 真君) 保険者支援金ということですが、それは政府が言っているいわゆる低所 得者対策ということで、平成27年度から国の予算で1,700億円の公費を投入してきているということなので、そのことでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 健康推進課長。
- 〇健康推進課長(佐藤浩美君) 説明不足で済みません。おっしゃるとおりです。
- O議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○11番(広沢 真君) この部分、今近隣の市町初め、それから全国でも幾つかの自治体が国民健康保険税の減額というか減税に取り組んでいる一つの原資になっています。これはまさに低所得者対策ということで、今現在も柴田町も行っている7割、5割、2割の法定減免の制度を受けている方々の人数に比して配分されるというもので、4,900万円ですけれども、それであればこの4,900万円をどのように活用するのかということなんですが、その配分の仕方は法定減免の対象者の数に見合った形で来ているんですが、当然法定減免の対象者の減免の比率を上げるとか、そういう対策になるということではなかったですよね。
- O議長(加藤克明君) 健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) 減免の比率にするというふうなものではございません。平成27年度に、26年度までと大きく変更になった点がありまして、今軽減対象の保険者数が平成26年度までに比べて約500人ほどふえております。その比率なんですけれども、今までの5割軽減の方が補助率6%だったものが14%、7割軽減の方が12%だったものが15%というふうなことで、補助率もそれぞれ引き上げされていますので、それに見合う分が国、県から町に応援として来ているというふうに解釈しております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O11番(広沢 真君) その部分で言うと、名目上、低所得者対策として大枠で来ているんですが、用途を特に指定されているわけではなく公費が投入されてきているわけです。今全国の自治体でこの扱いで国保税減税の財源にしようというふうな動きにもなっているところです。そ

の部分を含めて考えると、我が町もこの上乗せで来ている部分については町民に還元をするべきではないかというふうに考えるんですが、その考え方について、先ほど医療給付費がふえているというお話もありましたが、ただ低所得者対策というふうに考えた場合に、その原資として使うべきではないですか。

- 〇議長(加藤克明君) 健康推進課長。
- 〇健康推進課長(佐藤浩美君) 国保税につきましては、財源があるときに税を下げて、財源がなくなったから上げるというふうなものではなくて、医療費の動向やそれぞれの世帯の状況も勘案して、なるべく大きな変更がないものとして安定的にするものかなというふうには考えております。先ほど基金の状況で3億5,000万円というふうにはお話ししたんですが、平成6年の国保中央会のときの数字で示すのが大分古いというふうなお話はあったんですが、その数字で今の柴田町の給付費から割り出しますと3億8,700万円というふうなところが標準の数字になるので、そこにはもうちょっと足りないかなというふうにも思っておりますので、ぜひご理解いただければと思います。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○11番(広沢 真君) やっぱり国保中央会の標準というのが、自治体の考え方についてはそこにどうしても頼りたくなるというのはわからなくもないんですが、ただ町民の現状が平成6年のころの柴田町民の経済状況、地域の状況、全く違います。それはもう私が勝手に言っているのではなくて、皆さんだって平成6年当時のことを考えてみれば明らかに違っているというのはご理解いただけるというふうに思います。その中で、やはり基金と今回の低所得者対策、上乗せの国費投入された部分について、合わせて活用することによって少しでもやっぱり町民に還元するべきではないかというふうに考えています。柴田町議会の議員の皆さんは毎年還付申告をして、税の払い過ぎた分の還元は受けているのは皆さん、私も含めてそうだと思うんですが、国税でも国民が税金を払って、その中で予算を使って、しかしそれにさらにもらい過ぎている分については還元しているわけです。特に柴田町の国保であっても、基金の額について3億5,700万円、国からの交付金の上乗せが来ているというふうに言いますが、これも含めて原資は税金です。ですから、当然余裕がある場合にできる限り還元するということが必要なのではないでしょうか。町長、どう考えますか。
- 〇議長(加藤克明君) 町長。
- ○町長(滝口 茂君) 細かいデータは健康推進課長にお願いするとして、実はこの貯金なんですが、3億5,000万円、平成26年度ということになります。それも先ほど言ったように国から

約5,000万円の支援を受けて貯蓄ができたということになります。実は平成19年以降、必ず7月の議会では担当者に「ことしは国保を上げなくて済むのか」ということを9年間、どきどきはらはらしながらやってきた経緯がございます。そのときの貯金が大体1億円から1億4,000万円ということで、たまたま支援があったので3億5,000万円になりました。ですから、町長としてこの国保を上げたり下げたりしないような安定的な収入と支出が確約されれば、もし余剰金と言われるものがあれば、低所得者のために減額することは可能ではないかというふうに思っております。確かに経済状況は違っておりますが、医療状況も違っておりまして、1回かかると相当のお金がかかっていくので、柴田町はほかの自治体と比べまして医療にかかる人も多いし、それから単価も高くなっておりますので、なかなか国の支援がふえたからといってすぐに全体を下げるということは難しい状況にあるということです。ただ、先ほど健康推進課長もお話ししたように、減免の対象者がふえているということはこの5,000万円を使わせていただいていることにつながっているのではないかというふうに思っております。もう少し安定的に見通しがつけば、余剰金について低所得者に還元することはやぶさかではございません。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O11番(広沢 真君) 町長ちょっと勘違いがあるんですけれども、今おっしゃられた減免を受けている方がふえているのは法定減免の方だと思うんですけれども、法定減免の方の分は確保された上でこれが上乗せされているんです、制度上。だから、そこに入っているというわけじゃないと思うんです。それが今回新たに低所得者対策というふうに出されているものだと思うんですけれども、その部分で言うと、今基金のお話が出されましたが、じゃあ直近で一番医療費がかかったというのはいつだったのかと。何度か担当者ともお話しさせていただいて、例えば実際に支払いする段になって全然お金が足りない、どうしようかというふうになったときもあったなんていうお話を聞いたんですが、その部分で私は直近で言えば豚由来のインフルエンザがはやったときだというふうに思っているんですが、そのときの状況というのはどうだったんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) インフルエンザがはやったときというふうなことで、平成21年度と思うんですが、その時点での医療費のほうは多分、そのときのデータがないので詳しく話すことはできないんですけれども、インフルエンザの分で大体5,000万円ぐらい大きくふえたというふうには記憶はしております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。

- O11番(広沢 真君) その点で、基金の話をするために将来例えば伝染病がはやったときのためにとっておかなければならないというようなお話もよくされるんですが、町がそもそも備えるべきなのはどういう程度の病気なのか。例えば今世界的に話題になっているエボラなのか、それとも新型肺炎なのか。パンデミックの際の行動計画なんかの指針も出されていますから、そういう部分で言うと町が将来的に流行した場合に医療費として備えなければならない病気というのはどの程度までなんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) 町が備えなければならない病気というふうに今お話があったんですが、柴田町の国民健康保険の年齢の構成を見ますと、65歳以上の前期高齢者と言われる方が非常に多いことから、生活習慣病の重症化になる方が一番医療費が高額になってくるというふうには考えております。感染症の場合ですと、2カ月ぐらいで大体おさまってくるので、どんなにはやっても8週間というのが大体数字が見えるんですけれども、生活習慣病で糖尿病から透析になった方ですと1人当たり年間500万円かかるんです。その方がずっと透析をし続ける限り、その金額が減ることはありませんので、若いうちから生活習慣病で重症になった方のもののほうが数字が上がってくると思います。議員おっしゃる感染症は本当に一時的には上がるとは思うんですが、生活習慣病のほうがじわりじわりとお金を圧迫していって、終わらないというような金額かと思われます。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○11番(広沢 真君) 私にも耳が痛い話なんですが、ただそういう生活習慣病の悪化については、一気にパンデミックのようにふえるわけではなく、その間に例えば啓蒙活動や、それこそ重症化を防ぐような軽度の治療の中で医療費を抑えるということは可能だというふうに思うんです。だから、そういった場合に基金を取り崩したりすることを考えるんだとすれば、やはり急激に医療費がふえたときの緊急時用というふうになると思うんです。だから、その部分で言うとやはり一定部分の金額は持っておく、基金を持つべきじゃないと言っているわけではなく、適正な金額が必要だというふうには考えているんですが、その部分で言うと一つ考えていただきたいのは、4,900万円の低所得者対策をそのまま国保の足りない部分に補塡するのか、それこそ文字どおり低所得者対策で対策を打つのかということであります。私は国保の財源が足りなくなったんだからそこを穴埋めしていいということではなく、まさに今現実に生活で国民健康保険税を捻出するのに苦労している町民の皆さんに対して還元するべきものだと考えています。その意味で、例えばです、単純な試算です、これをやれというふうに言うつもりはな

いんですけれども、先ほど国保の加入者が5,690世帯、国民健康保険の場合には世帯に課税されますので、要するにこの数字をもとに減税した場合の財源などを考える必要があるというふうに思うんですが、例えば1世帯当たり1万円減税をすると、単純に1万円掛ければいいんですけれども、5,690万円。その部分でいえば、この4,900万円、低所得者対策については国のほうはいつまで出すということは言っていなくて、当面しばらく続けると言っています。ですから、毎年当面この4,900万円というのは計算できる金額になり得るものです。不確定要素はありますが、平成30年度、県一本化になった時点でここにさらに上乗せするということを国が言っています。そこはまだ流動的ですから当てにしないとしても、この4,900万円は毎年平均して上乗せしてこれからしばらく入ってくるということです。だから、これを原資として私は減税として低所得者対策、文字どおりの低所得者対策に回すべきではないかと。5,690万円ですから、4,900万円を差し引くと790万円を例えば基金から取り崩すということですが、790万円を例えば10年間続けたとすると7,900万円、それで3億5,700万円の基金、当然変動はありますし、医療費の増で取り崩す場面もあるでしょう。でも、それだって考えれば1万円程度の減額、減税というのは当然考えられる範囲なのではないかというふうに思います。いかがでしょう、町長。

- 〇議長(加藤克明君) 町長。
- ○町長(滝口 茂君) 去年初めて3億5,000万円のお金を貯金として持ったので、私の気持ちは大分楽になっているんですが、もしも平成27年度に国から約束どおりまたお金をいただいて、3億円台の貯金が続くようであれば、今おっしゃった低所得者対策について詳しい情報を得て私どもにお寄せいただければ、この基金を取り崩して低所得者に、料金を据え置くのか下げるのかちょっとわかりませんが、使うことはやぶさかではないということです。平成27年度決算を待って、もし3億円がコンスタントに確保できるということであれば、低所得者のために幾らか基金を取り崩して、安くするということは可能ではないかというふうに思っております。この平成27年度の決算を見させていただきたいというふうに思います。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O11番(広沢 真君) その際、低所得者対策というふうに言いますが、大変なのは国保加入世帯みんなそうだと思うんです。国保にはどうしても解消できていない矛盾がありまして、例えば国保世帯に新しく子供が生まれると、担税能力を持たない赤ん坊であってもその分の税金がふえます。そういう構造的矛盾があって、国保の世帯というのは一定部分収入があったとしても支払いは大変になっているというのは間違いないんです。ですから、特に私が提案したいの

は、低所得者層に当然手厚くするという考え方は必要だと思うんですが、全体の国保加入者に対しての減額を可能な範囲でぜひ検討していただきたいということを求めたいというふうに思います。今、町長は平成27年度の決算を見てということでしたが、その前の段階でもぜひ検討しながら、そしてまた来年度の予算に向けては、国保の都道府県一本化に対して都道府県知事を中心に地方から物すごい反発があって、最初の思惑から国は少し外れざるを得ないという状況があって、今回の低所得者対策も出てきたわけです。この低所得者対策の総予算、これから出すということも含めて3,400億円と言われていますが、この3,400億円の金額というのは前に私が町長によく言っていた法定外繰り入れ、一般会計から国保税の減額のために入れているそのお金を全国で合わせた金額がほぼこの金額だというふうに言われています。ですから、国も法定外繰り入れをしなくてはならないほど国保が逼迫しているということを認めざるを得ない状況から出てきている低所得者対策だということなので、ぜひその辺もご考慮いただいて、ぜひ前向きに検討していただきたい。よく見ていただければこの4,900万円、金額がふえるか減るかというのはあるかもしれませんが、国は当面出すと本当に言っていますから、それはもう活用しない手はないというふうに思います。その部分で、ぜひ積極的な検討を願って、この質問を終わります。

最後にもう一つ、この国保に関連してです。震災後、毎年この時期になると被災者に対する 国保と後期高齢者の医療費関連の窓口一部負担金の減免、今後どうするのかという話題が出て きます。いろいろな調査によると、やると言っているところとそれから検討中だというところ が分かれるそうなんですが、柴田町では現状でどう考えているでしょうか。

- 〇議長(加藤克明君) 健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) 柴田町としては、県内で足並みをそろえるというのが一番いいかというふうに考えておりまして、先日の主管課長会議の中でも検討中というふうなことではお話はしてきております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○11番(広沢 真君) 足並みをそろえるという段階で、その全県的な会議に出られた場合には、ぜひとも継続をしてほしいということを意見として述べていただきたいというふうに思うんです。というのは、4年9カ月がたちました。けれども、被災者の生活という点で、特に例えば高齢者を中心に、これは高齢者だけではない、被災者だけではないんですが消費税が値上げされ、そして年金額が減らされ、生活は逼迫しています。特に年金生活者にとって、これから収入が上がるわけではないという状況の中で、しかし年をとれば病院にかかるということは

ほぼ当たり前の状況になってくることになります。そのときに安心して医者にかかれるということが必要です。被災者だけ特別過ぎるんじゃないかなんていう声もありますが、ただ現状を見ればまだまだ生活再建に至らない人が柴田町にもまだいるし、実際に沿岸部にもいるので、これは足並みをそろえるという点では全県一斉にこれからも減免を続けるという点で被災地を励ますということも必要なのではないかというふうに思いますので、ぜひとも全県の担当者の会議の際にはそういう発言をして、ぜひ会議をリードしていただきたいということを要望しまして、私の質問を終わります。

○議長(加藤克明君) これにて11番広沢真君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

2時50分から再開します。

午後2時36分 休 憩

午後2時50分 再 開

〇議長(加藤克明君) 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、2番桜場政行君、質問席において質問してください。

[2番 桜場政行君 登壇]

○2番(桜場政行君) 2番桜場政行です。大綱3間、質問いたします。

1問目、地域おこし協力隊にミッションを。

本年11月から、元気な地域づくりに取り組むため、地域おこし協力隊として仙台市から柴田町に生活の拠点を移した方1名を委嘱いたしました。活動内容として、(1)隊員の経験やスキル、ネットワーク等を生かし、協力隊として自主的に企画していただく活動。(2)柴田小学校区域を元気にする活動。(3)研修参加、情報発信等の活動があります。具体的な活動内容は、委嘱後に打ち合わせをしながら決定することになっています。委嘱期間は、委嘱の日から1年間。1年ごとに最長3年間まで委嘱期間を延長することができます。

委嘱状交付前に、①隊員への事業の詳細の説明、②地域での協力隊の役割や心構えなどを学 ぶ研修の実施、③現地説明会の実施(住民との顔合わせ)、④隊員の年間活動の策定、⑤隊員 の生活環境のサポートの実施または準備などを行っていると思います。

そこで、活動内容が余りにも広範囲になっている協力隊にサポートが必要です。具体的な活動内容(ミッション)は打ち合わせをしながら決定するとされています。隊員の経緯やスキ

ル、ネットワーク等を生かした活動が一日も早く実施できるよう伺います。

- 1) 隊員の趣味、経験、スキル、ネットワーク等は。
- 2) 隊員のやるべきこと、したいこと、できることとは。
- 3) 隊員の具体的な活動内容(ミッション)の決定を、いつごろに考えているのでしょうか。

大綱2問目です。特定地域型保育事業者と連携を密に。

家庭的保育、小規模保育の運営では、連携施設を設けなければならないことになっています。平成27年度に始まった小規模保育の連携施設は、船岡保育所になっています。連携施設の主な役割は、保育所で行う健診のときに小規模保育の子供たちも一緒に健診を受けること、合同で保育をすること、小規模保育の先生がぐあいが悪くなったときに、保育所のほうでバックアップをすることです。平成27年度は合同で健診を受けましたが、合同での保育は移動手段がなく、実施することができなかったと聞いています。28年度には、家庭的保育の1事業が特定地域型保育事業として参加します。家庭的保育は乳幼児が5人までとなっており、保育所への移動も安易にできることから、合同での保育も取り入れていきたいと聞いています。

そこで、連携施設の取り組みについて伺います。

- 1)特定地域型保育事業者との連携は。
- 2) 合同の保育を要望されたときの対応は。
- 3) 平成28年度の3歳児の受け皿の現状は。

大綱3問目です。年次計画で学校の体育館にAEDの設置を。

町には、スポーツを楽しむ少年団や愛好者が、学校の体育館やグラウンドを利用し運動や練習をしています。土曜日、日曜日を除いては、練習時間は19時から21時が開放の時間となっています。各学校、町の施設、学校以外の体育館にはAEDが設置されています。しかし、土日、夜間の学校体育施設開放時には、校舎は施錠されておりAEDを利用することができません。心筋梗塞や不整脈により倒れた人にはAEDによる電気ショックが重要と言われていますが、校舎の施錠時には利用することができません。

柴田町の場合、119番通報してから救急車が到着するまで9分以上かかると聞いています。 救命処置の必要性を考えると、応急手当を身につけるための講習を受けることはもちろんのこ とですが、年次計画で学校の体育館にAEDの設置はできませんか。

以上になります。

○議長(加藤克明君) 桜場君、大綱2問目の下から5行目の「家庭的保育の1事業所」の

「所」が抜けましたので、訂正方、つけ加えていただきたいと思います。 (「はい。訂正いたします」の声あり)

答弁を求めます。1問目、2問目、町長。

[町長 登壇]

O町長(滝口 茂君) 桜場政行議員、大綱3問ございました。順次お答えします。

まず、地域おこし協力隊、3点です。

1点目。ご質問のとおり、本年11月1日から柴田町地域おこし協力隊員を1名委嘱しました。趣味はサッカー観戦で、イベントのボランティアやワークショップの実行委員など多数の経験を持ち、一緒に地域おこしやまちづくり活動を行っている仲間もいるようです。また、委嘱後は研修などを通して県内外の地域おこし協力隊員と積極的に情報交換しているようです。さらに、フェイスブックやツイッターの操作もできるなど、現代の若者であり、心身とも健康で、かつみずから積極的に地域の活性化のために行動していく前向きな隊員でございます。

2点目。町の地域おこし協力隊設置要綱第2条に、協力隊の活動を7項目規定しており、地元からの要望では、隊員自身の経験・能力を生かして、地域でできる活動を考えてほしいというものでした。初めての土地であり、初めての人たちとの触れ合いでもあるため、手始めに地域のイベントに参加しながら名前と顔、そして土地カンを覚えてもらうことを優先とし、隊員ができる、したい活動については12月を目安に考えるよう指示していました。

3点目。1カ月が経過して、地域の方々との話の中から、既にある空き家を対象とするリノベーションスクールを開催し、交流人口と定住者をふやすためのイベントを実施したいと提案を受けたところです。また、地域の課題解決のためのコーディネーターとして、地域の相談員的役割も担っていきたいと希望しています。そこで、12月からは思い描く活動の具体的な計画を策定し、それの実現に向けて町と地域との調整を図りながら活動を行うように考えています。

大綱2問目です。

1点目。平成27年4月1日施行の子ども・子育て支援新制度により、特定地域型保育事業者として町内の3カ所の小規模保育事業が開設されました。小規模保育事業は、ゼロ歳から2歳までの保育が必要な子供たちに、保育所と同等の環境を整えた事業者を町が認可して、保育の実施を行うものです。

認可に当たっては、新制度に対応した保育所・幼稚園との保育連携が必要となっていることから、本町においては、町立保育所が連携施設となれるものでございます。小規模保育事業の

3事業所が船岡地区で事業所を開設していることから、船岡保育所を連携施設といたしました。

小規模保育事業との連携内容は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準により、集団保育を体験させるための機会の設定、事業者等の相談助言を行うこと、保育の内容に関する支援を行うこととされております。本年4月に町内3保育事業者と要望、希望事項及び連携支援についての打ち合わせを行い、給食の献立、健康診断、衛生管理、職員研修、緊急時の対応、集団保育体験などについて確認しました。なお、連携打ち合わせについては継続的に実施しているところです。

2点目。保育所は、連携施設として保育所行事への参加や園庭の開放並びに健康診断を行うようにしております。船岡保育所への移動手段について、小規模保育事業者と検討しましたが、ゼロ歳から2歳の移動については、チャイルドシートやベビーシートが必要で、しかも移動時の安全の確保にあっては、小規模保育事業所に責任が生じますので、今回の健康診断については、それぞれの児童の保護者の協力を得て実施したところです。

3点目。小規模保育施設との連携施設として町の施設が協力し、実施しておりますので、保 育所の入所児童と同等の継続児童として扱っております。

児童の保護者が希望する場合は、入所判定時の状況により、保護者の就労等の判定基準にプラスして、継続児童の加算判定を行うこととしております。

今後、私立の幼稚園の新制度への参加により、保育の受け皿をさらに確保し、働きたいという保護者の希望に応え、さらに保育の質の向上に努めてまいりたいと考えております。

最後に、AEDの設置関係でございます。

現在のところ、学校の体育館にAEDは設置されておりません。平日の体育館の夜間開放時には、教職員が学校にいて、AEDの貸与の要請があった場合には、速やかに貸与するよう各学校にお願いしてきているところですが、土曜日や日曜日の夜間開放時にはAEDが利用できない状況です。仙南2市7町の学校の体育館の……

- ○議長(加藤克明君) 町長、済みません、3問目は教育長になります。
- ○町長(滝口 茂君) これは教育長ですか。失礼しました。もう一気呵成にこのまま町長が答 弁したほうがいいのではないかと。いたします。教育長、済みません。

改めまして、仙南2市7町の学校の体育館のAED設置状況調査をしましたところ、ほとんどの学校の体育館にAEDは設置されていませんでした。設置されていたのは、大河原町の小学校1校で、寄附によるものでした。このような2市7町の状況ではありますが、学校の体育

館の夜間開放時の救急救命処置の必要性を考えますと、AEDによる救命処置は重要でございますので、ここがみそでございます、設置してまいります。その際には、ここは問題なんですが、その際には各利用団体が柴田町体育協会が開催しているAEDの使用方法を学ぶ救急救命講習会に積極的に参加していただいて、多くの人が救命処置を身につけられるようにしておくことが前提となるということです。

以上でございます。

○議長(加藤克明君) 3問目につきましては、答弁のほうで教育長、よろしくお願いしたいと 思います。

桜場政行君、再質問ありますか。どうぞ。

- ○2番(桜場政行君) 地域おこし協力隊なんですけれども、近隣では七ヶ宿町が先駆けて委嘱をして、何名かの協力隊を委嘱しているという話を聞きました。その現状を、わかっている範囲でお知らせ願えればと思います。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 七ヶ宿町には、現在5名の地域おこし協力隊が入っております。実際的には、まず3期というようなことで、もう3年募集をかけて、3期生という形で活動していただいているというところです。1期生はもう卒業しまして、今度は2期、3期というような形で展開して、最新は7月以降に3名の方が地域おこし協力隊として委嘱されたということです。

この方たちの役割というのは、1期生、2期生においては農地の支援と地場産業の振興の支援ということで入ったんですが、なかなかそのスキルがない中においては、地域の中の労働力の提供というような位置づけで、本来の協力隊の要望とはちょっとミスマッチしていたというようなところもありまして、実際的には2期の方たち2名については1年の任期でもうやめてしまったというような、そういうようなところで3期の募集に当たりましては考え方を変えまして、空き家を寄贈されたというようなところがありました。そこを七ヶ宿お試し居住区としてまず場所を提供して、移住者を受け入れる、そういう施設、そしてそこでレストランもできないかというようなところで、これが3期目の地域おこし協力隊の任務というような形で活動を始めているというところです。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○2番(桜場政行君) 今回のこの一般質問に当たって、たまたま地域おこし協力隊の勉強会というか研修会に参加したんです。そのときに、講師の先生がお話をした経緯がありまして、地

域おこし協力隊、確かに国からの400万円の補助金をもらってできることなんでしょうけれども、甘く見ちゃいけないということ。一つの例として、ふるさと納税でたまたまちょっと返礼品をお米という形にした市町村がありまして、そのお米の出荷で大体1年間が終わったというお話を聞きました。協力隊は絶対継続して2年目、3年目やりませんよね。それ以上に一番怖いのが、SNSを使ったネットの書き込みで、その市町村のバッシングをしたという例があるんです。それで柴田町もそんなことがあっちゃいけないと思って、今回地域おこし協力隊についてしっかりとミッションを与えながら、1年間もしくは継続して3年間やってほしいという気持ちで質問をしたわけでございます。

ところで、隊員の趣味というのが先ほどスキーとかいろんな人たちのつながりとか地域づく りとかと言いましたけれども、そのほかに何か趣味を持っていると私は聞いたんですけれど も、何か聞いておりませんか。

- 〇議長(加藤克明君) まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) その趣味の域までは聞いておりませんでした。ただ、人との交わりのある場所には積極的に行って、いろいろと自分からその中に入っているということだけは聞いておりました。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○2番(桜場政行君) 例えば委嘱前にたまたまその隊員を励ます会というのに参加をして、本人といろいろお話をしたら、趣味の中に外壁をたたいてその音を聞くのが好きなんですということを一等先に私はお聞きしたんです。そのときの話の内容によると、委嘱はされていないんですけれども柴田小学校区域のほうで、たまたま趣味なのかわかりませんけれども、ちょっと空き家らしきものを私は20戸ほど探していたんだというお話を聞きました。そこには、当時協力隊の上司に当たる社長という方がおられまして、その社長といろいろお話をしましたら、その方も空き家とか空き店舗に物すごく興味がある人だったんです。蔵王町なんですけれども。もともと東京のほうから来たんですけれども、そういった空き家、空き店舗のリノベーションをするのが好きだということで、そんな話をして、よくよく考えたら柴田小学校地区でやるべきことって一体何だろうと思ったら、先ほど課長が言ったようなことも当然こちらの7項目に書かれていますから、この中で探してみたら、やっぱり空き家問題とかでいろいろ質問すると市街地のほうは不動産屋を通してすぐ決まると。山間地とかそういうところはなかなか決まらないんだみたいな話を聞いています。私が今回思ったのは、彼女も12月までには店舗のリノベーションをやりたいという話が先ほどの答弁の中にありましたけれども、ここを何とか、今回

協力隊の力をかりて、柴田町の空き家の活性化につながらないかと思っていたんです。私、去年6月に空き家対策で質問をしたら、なかなかあの条件は適正管理ができていない空き家、要するに特定空き家ということで、大変難しかったんでしょうけれども、適正管理ができるようなそういった仕事を地域おこし協力隊の方にできないものかと思って私は提案をさせてもらいたいと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 今回、隊員のほうから出てきたミッションというか計画書があります。その中においては、まさに桜場議員の提案のような内容が入っておりまして、まず役場というか町の役割としてこういうものをやってくれとか、いろんな形で共同でやりたいというようなところです。特に我々のほうとして、やる場合のお金の工面というんですか、いろんな費用的なところもありますので、一番最初に企画を受けたとき、それでは予算額的にどういうふうな形で考えているんだというふうに言ったらば、ほとんど民間のお金を活用するので町の負担はない、そのかわりソフト的に、つまりは住民活動の後方支援をしてください、それからリノベーションのスクール共催を後援として一緒にやってください、こういうようなこと、あと遊休不動産というようなことで、不動産の所有者へ一緒に行って挨拶をしてください、こういうようなたぐいの中で、あとはリノベーションのスクールの人たちと一緒にその活動を地域で起こしてみたいというような、そういうような企画書でしたので、まず12月に町の職員を対象にリノベーションスクールの開講講座を今開催するという形で、隊員とは話を進めているというような状況です。
- O議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○2番(桜場政行君) 課長から今答弁もらってしまうと、私はそこをちょっと狙いたかったので、実は昨年の質問によると例えば空き家再生管理センターとかと名前をつけて、町長からの答弁では実際コーディネーターは誰がやるんですか、そんなこともできなくて何ができるんですかと。役場的には、やっぱり側面から応援をすると。今回、社長と隊員の話を聞いて、いいチャンスだと思ったんです。じっくり1年かけて組織づくりをして、2年目、3年目からはそういった活動をしたら、本当に空き家が空き家じゃなくなって、店舗が店舗じゃなくなって、そこに人がもしかすると移住して、もしかすると定住をしてくれる。そこをリノベーションするということは、実際地元の業者を使って、お金がおりるということですよね。そういうことをしっかりやっていったら、本当にこれからの空き家・空き店舗対策に一番有効な手段かと考えました。課長、改めてどうですか。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 今回の総合戦略の中にも、事業名としてはいろんな中で 小出しにですが表示はさせておりましたので、その辺もうまく事業の連携を図っていきたいと いうふうに思っていました。特に今やはり情報系というようなことで、ICTということで光 回線を使った事業が若者とか、場所をとらなくてもいろいろ人を呼び込むというようなところで、実は柴田町で光回線をどういうような形で全域に網羅されているのかという確認もさせて いただきました。その中においては、支障のない範囲の中で光回線が全域に網羅されているので、うまく活用できるのではないかというふうに判断をしているところでした。
- ○議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○2番(桜場政行君) 今の課長の答弁を聞いて、だとしたら例えばそういったものを本当に積極的に前向きにやるとなったら、じゃあ柴田町の現状で、本来から言うと柴田町全部でもいいと思うんですけれども、例えば柴田小学校区域の空き家、空き店舗、そこが特定空き家かどうかというのはまた別な形で積極的に調べるのかどうか、その辺をお聞きしたいんですけれども。
- 〇議長(加藤克明君) まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 実は隊員の企画書の中にはもうその場所、概形的な空き家というようなところでご本人の足でもう取材をしているというようなところがあります。実際的にはこれから各行政区に入りまして、本当にここがどういうような状態になっているのかというのは、隊員ともども中に入って話を聞かないといけないんだろうというふうに思います。まず手始めに行政区のほうにこのリノベーションの説明をさせていただきたいというような形では考えておりました。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○2番(桜場政行君) とりあえず隊員に関しては柴田小学校区域ということなんですけれども、例えば町的に、前回も同僚議員が空き家に関して質問しましたけれども、空き家バンクの条例なんかをつくっていったら、例えば柴田小学校区域でもし何例かが成功したら、そういうデータがあったらもしかするとまたその続きができるかという意味では、町のほうとしては空き家バンクの取り組み方についてはどうなんでしょうか。
- O議長(加藤克明君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 今回の地方創生の項目の中に、全国移住ナビの活用というようなところがあります。この移住ナビの中には、実は市町村独自の空き家情報を整理する

ということで、昨日も回答はさせていただいたんですが、空き家バンクも町独自の形で構築を しないとだめなんだろうと。というのは、実は空き家実態調査というようなものもその戦略の 事業の中に入れてあります。ですから、当然維持管理だけじゃなくてそれを利活用すると、そ ういうようなことも踏まえて、ほかの事業につなぐというようなことも踏まえて、当然そうい うような作業を今後行う必要があるだろうというふうには考えておりました。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○2番(桜場政行君) 今回一般質問に当たって、私の考え方と町の考え方は一緒です。ただ一つ、私が協力隊の研修会に行ったときにすばらしいお話を聞きました。実際、柴田町の隊員の方は研修会には行かれましたか。これから行かれますか。
- ○議長(加藤克明君) まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 11月にまず委嘱を差し上げました。それで、七ヶ宿町に 3 日間ほど実際的にどういうような活動をしているかの体験をお願いしました。それから、次 の週なんですが、石巻市で宮城県の復興支援員と地域おこし協力隊員の活動事例の研修会があ りました。そちらにも行っていただきました。それと、12月に中央研修が東京で行われます。 そちらにも応募しまして、決定通知が来ましたので、その段取りで今彼女のほうにはお話を進めているところで、もう本当にいろんなところに情報発信をしていただいて、いろいろといい情報を町に持って帰ってきてくれと、そういうことは伝えております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○2番(桜場政行君) その12月に行われる研修会には、担当の職員の方は一緒に行かれるんですか。
- ○議長(加藤克明君) まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 今回はあくまでも新人隊員対象ということなものですから、担当職員まではなっておりません。ただし、昨年の2月、3月ですか、東京に初めて募集に当たって担当者を2名派遣したと、そういうような経過があります。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○2番(桜場政行君) 実は私が研修会を視察したときに、隊員と担当課の職員が別個の部屋で、隊員の方は隊員の方で研修を受ける、そして職員の人たちは職員の人たちで意見交換なり、やっぱり相談事も結構あるんです。そこでの情報って物すごくいいものが得られたというお話を聞いたので、できれば次にそういう研修会があった場合、職員同士の集まりがあるんでしたら職員の方たちも参加をして、意見交換なり情報交換をしてもらって、よりよい隊員の生

かし方とか、悩み事もありますので、そういうところに参加していただきたいと思うんですけれども、そういうチャンスがあったらどうでしょうか。

- 〇議長(加藤克明君) まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 研修会については、やはり担当者も一緒にというような 考え方で今までもやってきておりました。今回の東京のやつはたまたま新しく任期を迎えた隊 員が対象ということだったものですから、職員は行けないというようなところで、旅費的なや つも国の基準に基づいて職員の分も確保はしているというところです。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○2番(桜場政行君) あと、先ほどそういったリノベーションに関して協力隊の予算というのは給料が年間にすると約199万幾らで、それから家賃代、車、ガソリン代を含めると約400万円近いお金はかかるんでしたか。
- 〇議長(加藤克明君) まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 実際的には活動費200万円、そのうち住宅とか必要経費を除くと50万円から60万円は活動経費に充てられるというふうに考えておりまして、今回の活動についてはそれを準備資金というような形で平成28年度以降は使っていただくというような考え方でいました。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○2番(桜場政行君) 昨年、私が空き家に関しての質問をしたら、課長のほうから市町村振興交付金でハードからソフトの予算ももしかするとその事業費に計上されて、もしかするとこの予算が多少使えるかもしれないみたいな、平成27年度からそういうことができるんじゃないかというお話を聞いたんです。実際やっぱり立ち上げまでに残りの50万円とかじゃちょっと心配なので、そういった県の補助金というか、この事業に関してこういったものが果たして使えるのかどうか、私もちょっと勉強しなかったんですけれども、いかがでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 実は県の振興補助金の中に地方創生枠というのを新たにつくりたいというようなことをちょっと聞いておりました。今のところは、既存のメニューでしか県のほうからは通知はないんですが、創生枠というようなところの提案は可能かなということで、実は戦略の中にもそのような考え方を入れている事業がありますので、そことうまくかみ合わせれば使えるというふうには見ておりますが、まだ県のほうの要項が出てきていないという状況です。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○2番(桜場政行君) 今の動きが順調に行くまでは、やっぱり多少お金がかかるかと思うんです。立ち上がったら恐らく民間で動くので、それ以降は恐らくお金がかからないと思うので、もし県のお金が使えるんだったらぜひとも申請をして使っていただいて、順調に私が言う空き家再生管理センターなどができたらいいなと、そんなふうに思っています。昨年来から、空き家条例とか空き家バンクをつくっただけでは決して空き家対策にはならないということがあったので、本当に今回の地域おこし協力隊の隊員の話を聞いて、その社長の話を聞いて、本当に柴田町にとっていいチャンスだと思いますので、町の考え方もそのような方向で進んでいるので、ぜひそれを後押ししていただければと思います。

続いて2問目です。家庭的保育。

この家庭的保育、町のほうとしては連携はしっかりやっていたと思います、実際の話は。ただ、来年家庭的保育が1事業所参加するということで、先ほど町長の答弁にもありましたように、合同の保育に関しては3歳未満の乳幼児の方なので、やっぱりいろんな形で移動の手段がなくてできなかったというお話を聞いていました。ただ、来年の先生の話を聞くと、できればです、できれば晴れた日は毎日でも行きたいみたいな話を聞いたんです。恐らく毎日というのは、例えば船岡保育所が連携施設になると思うんですけれども、毎日は無理にしても、1週間に1回ぐらいの合同保育を要望された場合はどのように対処しますか。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長(平間清志君) 家庭的保育事業所については、今のところ来年の1月から開始ということで今認可を進めているところでございます。それに合わせて、今連携の事業所ということで協議を進めているところでございますが、家庭的保育事業所についても船岡地区に今回またということになりますので、周知はしているので、船岡保育所を連携施設という形で今考えているところです。小規模保育事業所については、人数も多いので、移動の際どうしてもチャイルドシートやそういったものがあって、なかなか利用しづらいというのがありますが、家庭的保育のほうについては5名が限度になっておりますので、それの利用については今後の話し合いになるんですけれども、希望のほうのお話は聞いておりました。晴れた日は数多く使いたいということだったので、できるだけそれに対処できるように、今後保育所と協議を進めていきたいと考えているところです。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O2番(桜場政行君) 実施計画書によると、柴田町においては小規模保育、あと2カ所ないし

- 3カ所を予定しているように考えられるんですけれども、実際どうなんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長(平間清志君) 計画書を策定しました平成26年度において、小規模保育事業所が1カ所、それから事業所内保育事業所ということで1カ所ありましたが、どちらも今のところ計画断念という形で話が伝わってきております。小規模保育のほうについては、柴田町にぜひという形で話があったんですが、別の市町村のほうにという形で開業したようですし、事業所内保育のほうについては事業主と保育する法人、実際に保育に当たるほうとの内容の話が合わなかったということで、計画には入れていたんですけれども今のところ切れておりますので、今後そういった話があったら積極的に支援をしていきたいと考えているところです。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○2番(桜場政行君) 小規模保育に関しては、家庭的保育も来年船岡地区ということで、小規模保育3カ所が船岡、そして家庭的保育が1つ。できれば町のほうで積極的に槻木地区もしくは船迫地区で小規模保育、これは場所の関係もあると思います、確かに。でも、もし募集をかけるんだったら、限定というのも大変申しわけないんですけれども、船迫地区もしくは槻木に小規模保育はできませんかみたいな声がけをこれからもうちょっと積極的に進めてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長(平間清志君) 町のほうも、今議員がおっしゃるとおり今船岡のほうに偏っておりますので、利用形態上やはり家の近くとか職場の近くというふうにあれば、なお利用率がいいかと思います。それに当たりまして、空き家等も含めまして相談があった場合においては積極的に船迫地区、槻木地区のほうに話を進めたいと考えております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○2番(桜場政行君) 来年度の3歳児の受け皿の状況は町長が説明しましたけれども、もう一度課長のほうから説明してもらっていいですか。済みません。
- 〇議長(加藤克明君) 子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長(平間清志君) 3歳児は、小規模保育事業所は2歳までですので、3歳になった後の保育所の行き先ということになります。この場合においては、保育所の2歳児と同じように継続児という扱いになります。ですから、保育所には入っていないんですが、小規模保育事業所や家庭的保育事業所を利用しているお子さんについては保育所の2歳児扱いと同じようになります。その場合において、新規募集者と3歳児の申し込み時点で点数が変わってきま

す。新規の場合にはその加算というのがないんですけれども、継続児童扱いという形で点数配分の中で5点ほど加算をしまして、継続児の方が点数上の開きからいけば優先的に保育所に入所できるような形になっております。

それで、現在のところ今小規模保育事業所の2歳児が17名おります。17名のうち、平成28年度に保育所に入所を希望している方が6名になります。そのほかに、仕事の都合がもう決まっていて来年転出する方が2名ほどおりまして、残り9名の方が行き先が決まっていないというか、申し込みがない状態なので、町のほうとしてはどうするのかなというふうにちょっと心配しているところではあるんですが、考えられることは兄弟がいる場合には小規模保育事業所を継続して利用することが3歳児でも可能なんです。下に弟や妹がいた場合に、預ける場所がばらばらになりますと親も迎えに行くのが大変ですので、そうした場合については、特に小規模保育事業所を継続して利用することが可能なので、そういったご兄弟がいる場合も考えられます。あと、幼稚園のほうの申し込みの確認まではしなかったので、もしかしたら9名の中には幼稚園に申し込んだ方もいるのかなというふうに考えられます。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○2番(桜場政行君) 3歳児に関しては、待機児童が恐らく平成28年度も出ると思われるんです。そんな中で、昨年来町のほうとしては私立幼稚園に預かり保育を増員してもらえないかというお願いを恐らくしていくんだというような答弁をしたのを覚えています。私立の幼稚園で預かり保育、各10名を何とか数をふやして、預かり保育のほうにしていただければ、3歳児の子供たちが私立幼稚園に行けるのかなというお話を聞いたんですけれども、町のほうは私立幼稚園に預かり保育の数を10名からもうちょっと枠をふやしてもらうような、どういう状況なのかお話しいただければと思います。
- 〇議長(加藤克明君) 子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長(平間清志君) 預かり保育については、私立幼稚園のほうにお願いという形で話を進めていたんですけれども、なかなか体制がとれないというふうなところもあって、新年度からその枠を多くするというふうなことでは返答はいただいておりませんでした。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○2番(桜場政行君) 財政のこともちょっとだけわかるんですけれども、預かり保育に対しての、例えば3歳児は恐らくあと何年かしたら保育所とかその他の施設で預かり保育がなくなるのかもしれません。その時期だけ、3歳児の小規模保育事業所に入っている9名の動きがよくわからないような話をしていましたけれども、その子供たちが保育所に入りたい、でもよくよ

く考えてみたらもう保育所の3歳児の枠はありません、そんなときに私立幼稚園の預かり保育に行ったらここも定員がいっぱいだ、そういうことを考えて、10名を超えた枠の子供たちに町からの補助金をちょっとこのくらいやるから協力できないかというようなことはできないですよね。

- 〇議長(加藤克明君) 子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長(平間清志君) まず、町のほうの私立幼稚園の運営なんですけれども、今子ども・子育て支援法にのっとった運営はしてもらっていないわけなんです。あくまで今までどおり学校教育法による幼稚園という運営の仕方をしていただいています。ことしも確認をとっているんですけれども、改めて子ども・子育て支援法にのっとった運営をしてくださいということで打診をしたんですが、やはりちょっと経営的な不安がまだあるのか、そういったところで来年もこれまでどおり学校教育法に基づく幼稚園という形で運営をするというふうな返事をいただきました。

そのことからすると、確かに桜場議員が言われているとおり、ちょうど3歳児の定員が保育所も幼稚園もちょっと狭まっている、時代的な背景でちょっと出ているんです。そういったところを幼稚園のほうにも説明しまして、先ほどお話あったように枠を広げていただくこともありますし、今後そういったことができるのかどうか、検討する題材ではあるかというふうに考えているところです。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○2番(桜場政行君) 小規模保育事業所が何カ所かできて、ゼロ歳児から2歳児まで、まだ待機児童はいますけれども、ある意味子育てがしやすくなった。そしてことしの例から見ると、4歳児、5歳児の私立幼稚園の枠はまだあるんです。そういった意味では、3歳の子供たちがもしかすると待機が何名かあるということなので、今の課長の答弁を私はちょっと前向きにとりましたけれども、そのように進めていただきたいと思います。

それから、先ほどおっしゃったとおりに家庭的保育の合同の保育、そちらのほうもなるべく だったら先生の要望どおりにしていただければと思います。

続いて、年次計画で学校の体育館にAEDを。

町長から、条件つきでしたけれどもAEDを設置してもらえるという話をいただきました。 私も通告に書いていますけれども、応急手当を身につけるための講習を受けることは当然のことだと思います。だからこれは前提と言いながら、前向きに設置をしてもらうという答弁をもらいました。 それで、柴田町にAEDを使って助かったとか、ちょっと使うのがおくれて悲惨な事故になったみたいな事例があったと聞いていますけれども、課長のほうから説明していただいてよろしいでしょうか。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。スポーツ振興課長。
- ○スポーツ振興課長(石上幸弘君) 実は私のことなんですけれども、震災がありまして、余震のとき、4月なんですけれども、私船迫生涯学習センターに勤務していまして、2回目の避難所を開設したところでした。電気、水道がとまりまして、連絡網が通じないということで、生涯学習センターの近くの方で80歳代の方が倒れました。多分心筋梗塞だと思われます。生涯学習センターに連絡が入ったのがもう20分を過ぎていました。近くに病院がありましたので、AEDをお借りしまして現場に行きまして、蘇生をしましたけれども、「ショックをする必要はありません」というむなしい音声が出ました。けれども、心肺蘇生はやめられませんので、約20分間続けまして、村田町から来る救急車を待ちました。そのまま救急隊に引き渡しという形になりました。その後についてはちょっとよく聞いておりませんけれども。

その後2回目ということで、平成25年9月に丸森町で宮城へルシー管内大会がございました。ここで柴田町から出場しましたソフトボールチームの監督さんが、優勝と同時に前に出てきたところで突然倒れまして、私も倒れた現場を見ましたけれども、すぐに選手の何人かが心臓マッサージをしていました。私はそれを見ながら、呼吸があるかどうか、意識があるかどうか、脈があるかどうか確認して、丸森町の職員はすぐに役場にAEDを取りに行ったと。多分その間数分だと思うんですけれども、心臓マッサージを数名ぐらいで実施したような気がします。AEDがすぐ来まして、装着したところ「電気ショックが必要です」と音声が出ました。1回目のショックでは心臓が鼓動しませんでした。また心臓マッサージを続けたところ、「電気ショックが必要です」とまた音声がありまして、2回目をしたところ大きく息を吸って、心臓が動き出したという事例がありました。

私も救急救命講習は何回も受けていましたので、その講習が役立ったということと、1回目が失敗と言ったら失礼ですけれどもうまくいかなかったけれども、1回目があったからこそ2回目があったと思っておりますので、やっぱり訓練というか講習は必要だなということです。私たちスポーツ振興課は、町の体育協会の事務局をやっております。平成25年度、平成26年度と救急救命講習をやりました。ことし平成27年度も、年明け平成28年2月6日土曜日に第3回目の救急救命講習を予定しております。昨晩、町の体育協会の理事会がありましたので、そこでその通知文を入れまして、先着ですけれども何人かの修了者を出したいというふうに思って

おります。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○2番(桜場政行君) そんなこともあるので、もししばらくAEDを設置できないと言ったらいろんな質問を考えてきたんですけれども、前向きに考えていただけるということで。

ちなみに、平成26年度の学校施設利用人数というのが6万3,511人、団体数で3,285団体利用している。ごめんなさい、通告には私グラウンドも利用していると書いたんです。実際の話、柴田町総合運動場で1万9,286人、柴田球場で1万5,110人利用していると。学校の体育館へのAEDは年次で恐らく設置してくれるということですけれども、もしそちらが終わったら総合運動場のほうも考えてもらえればと考えるんですけれども、その答弁を得て終わりたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。総務課長。
- ○総務課長(武山昭彦君) そのような前例があるものですから、前向きに検討させていただきたいと思います。(「終わります」の声あり)
- ○議長(加藤克明君) これにて2番桜場政行君の一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

あす、午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時38分 散 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを 証するためここに署名する。

平成27年12月8日

議長

署名議員 番

署名議員 番